９月14日（月）

令和８年９月14日（月曜日）

午前10時０分開議

出席議員（34名）

２番	永山敏郎	（県民連合立憲）
３番	今村光雄	（公明党宮崎県議団）
４番	工藤隆久	（同）
５番	山内いっとく	（宮崎県議会自由民主党）
６番	山口俊樹	（同）
７番	下沖篤史	（同）
８番	齊藤了介	（同）
９番	黒岩保雄	（同）
10番	渡辺正剛	（同）
11番	河野通博	（同）
13番	外山衛	（同）
14番	脇谷のりこ	（未来への風）
15番	松本哲也	（県民連合立憲）
16番	坂本康郎	（公明党宮崎県議団）
17番	重松幸次郎	（同）
18番	日高博之	（宮崎県議会自由民主党）
19番	野﨑幸士	（同）
20番	日髙陽一	（同）
21番	内田理佐	（同）
22番	荒神稔	（同）
23番	川添博	（同）
25番	本田利弘	（同）
27番	図師博規	（無所属の会 チームひむか）
28番	前屋敷恵美	（日本共産党宮崎県議会議員団）
29番	井本英雄	（自民党同志会）
30番	岩切達哉	（県民連合立憲）
31番	坂口博美	（宮崎県議会自由民主党）
32番	濵砂守	（同）
33番	佐藤雅洋	（同）
34番	中野一則	（同）
35番	安田厚生	（同）
36番	山下博三	（同）
37番	二見康之	（同）
39番	山下寿	（同）

欠席議員（１名）

24番	福田新一	（宮崎県議会自由民主党）

地方自治法第121条による出席者

知事	河野俊嗣
副知事	日隈俊郎
副知事	竹内大一郎
総合政策部長	大東収
政策調整監	川畑敏彦
総務部長	田中克尚
危機管理統括監	津田君彦
福祉保健部長	小牧直裕
環境森林部長	長谷川武
商工観光労働部長	児玉浩明
農政水産部長	児玉憲明
県土整備部長	中原学
宮崎国スポ・障スポ局長	中尾慶一郎
会計管理者	渡邉世津子
企業局長	松浦直康
病院局長	重黒木清
財政課長	松田隆
教育長	吉村達也
警察本部長	伊藤温秀
監査事務局長	長友修一
人事委員会事務局長	柏田学

事務局職員出席者

事務局長	児玉洋一
事務局次長	佐藤雅宏
議事課長	関谷幸二
政策調査課長	山崎孝明
議事課課長補佐	古谷信人
議事課議事担当主幹	池田憲司
議事課主任主事	前鶴彩友

◎　議案第13号及び第14号追加上程

○山下　寿副議長　これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問でありますが、お手元に配付のとおり、知事から議案第13号及び第14号の送付を受けましたので、両案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山下　寿副議長　御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第13号及び第14号を上程いたします。

◎　知事提案理由説明

○山下　寿副議長　ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　おはようございます。

それでは、ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

まず、議案第13号「令和８年度宮崎県一般会計補正予算（第４号）」についてであります。

当補正予算案は、令和８年熊本地震への対応等に必要な経費について措置するものです。

補正額は、一般会計１億8,443万9,000円であります。この結果、一般会計の予算規模は7,174億995万5,000円となります。今回の補正予算案による一般会計の歳入財源は、繰入金１億5,473万9,000円、県債2,970万円であります。

続きまして、補正予算案に計上した主な事業の概要について御説明いたします。

「令和８年熊本地震災害ボランティア派遣支援事業」は、宮崎県災害中間支援ネットワークに対し、災害ボランティアの派遣等に要する費用を補助するための経費です。

議案第13号については以上であります。

次に、議案第14号「令和８年度宮崎県一般会計補正予算（第５号）」についてであります。

当補正予算案は、令和８年熊本地震を受けた国の「九州ふっこう応援割」の実施に必要な経費について措置するものであります。

補正額は、一般会計７億9,199万6,000円であります。この結果、一般会計の予算規模は7,182億195万1,000円となります。今回の補正予算案による一般会計の歳入財源は、国庫支出金７億9,199万6,000円であります。

「九州ふっこう応援割」は、九州地方の観光復興をいち早く遂げるため、国が九州７県に補助金を交付し、旅行・宿泊料金の割引支援を実施するものであります。本県としましても、できる限り早期に旅行需要を喚起し、県内の観光関連産業の回復につなげるため、10月１日宿泊分からの割引適用を目指し、準備を進めてまいります。

以上、追加提案いたしました議案の概要について御説明しました。議員の皆様におかれましては、よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○山下　寿副議長　知事の説明は終わりました。

◎　一般質問

○山下　寿副議長　ただいまから一般質問に入ります。まず、坂本康郎議員。

○坂本康郎議員〔登壇〕（拍手）　皆さん、おはようございます。公明党宮崎県議団の坂本康郎でございます。この定例会が始まる前に確認いたしましたら、これは改選前最後の一般質問

になります。思い残すところのないよう聞きたいことを聞く、言いたいことを言う、その趣旨に沿って、通告に従い質問いたします。

政府は、地域の強みを生かし、地方に新しい仕事と活力、稼ぐ力をつくり出していくとして、地域未来戦略を先般スタートさせました。

この戦略の下で、地方公共団体は、地域産業クラスター計画や地場産業成長プランを策定し、国の地域未来交付金をはじめとする各種の支援措置の活用を図っていくことになります。

本県の地域経済の維持・発展や持続可能な産業基盤の構築にどのようにつなげていくか、まさにこれからの具体的な取組が問われる局面にあると考えます。

国が掲げる地域未来戦略において、地方公共団体が策定することになる地域産業クラスター計画や地場産業成長プランに、県はどのように取り組もうとしているのか、知事に伺います。

去る７月31日、政府は、国が主導する戦略産業クラスター計画の第１弾を決定いたしました。その中で、本県を含む九州地域は、2040年までに官民合わせて２兆4,945億円の設備投資、11兆円を超える付加価値の増加、そして5,725人の人材育成という目標値が掲げられた半導体クラスター計画の対象地域として指定されました。

この計画が、特定の地域だけに限定されたプロジェクトにとどまらず、本県を含む九州７県を網羅した一体的な広域計画として決定された点は、今後の本県の施策展開を考える上で注目すべきものと考えます。

この広域的な枠組みが示されたことによって、本県が国の財政支援や企業の投資動向を見据えて、県内へと経済的な効果を波及させていくための一定の政策的な基盤が整ったことになります。

半導体クラスター計画が熊本県単独ではなく、九州７県を対象にした広域計画に決定するまでの経緯におきまして、九州地域戦略会議の共同議長である知事はどのように取り組まれてきたのか伺います。

壇上の質問は以上とし、以降は質問者席にて行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕お答えします。

まず、地域未来戦略における本県の取組についてであります。

地域未来戦略は、地方が持つ伸び代を生かして産業を集積し、世界をリードする技術やビジネスの創出のほか、地場産業の付加価値向上と販路開拓等に対して、地域未来交付金の優先採択を行うなど、国が強力に支援することにより、強い地域経済の実現を目指すものであります。

本戦略の推進に当たりましては、国が地方ブロックごとに戦略産業クラスター計画を策定するほか、地方公共団体においては、投資規模やエリアに応じて地域産業クラスター計画や地場産業成長プランを策定することとなります。

本県では、フードビジネスをはじめ、林業・木材産業やスポーツ、焼酎など強みのある７つの分野において、両計画の策定を鋭意進めております。そのうち焼酎について、先般、地場産業成長プランとして本戦略に位置づけられることが決定したところであります。

県としましては、現在、国と協議中のほかの６つの計画も含め、今後、国の交付金等を積極的に活用して着実に推進していくことにより、各産業分野のさらなる成長を図り、本県における強い地域経済の実現を目指してまいります。

次に、半導体クラスター計画決定までの九州

全体の取組についてであります。

九州の知事会と経済界で構成しております九州地域戦略会議では、官民広域連携プロジェクトの一つとして「新生シリコンアイランド九州の実現」を掲げ、国際的な半導体産業のサプライチェーンの中核を担うべく、未来の半導体人材の育成や企業誘致に取り組んでまいりました。

また、この取組を加速させるため、今年５月の戦略会議において、半導体産業の集積に向けた要望書を取りまとめ、国へ提出したほか、国の支援策であります広域リージョン連携を積極的に活用するなど、国として九州の高いポテンシャルをさらに後押しするよう精力的に働きかけてまいりました。

この結果、国が策定した半導体クラスター計画では、ほかの地域が国の精査の過程で対象区域を１県単位に限定された一方で、九州が７県全体で選定されたことは、九州一体の取組のたまものであり、大きな成果だと認識しております。

引き続き、「新生シリコンアイランド九州の実現」に向け、今回のクラスター計画を追い風として、本県も含め、九州に広く投資を呼び込むことができるよう、九州各県・経済界と連携して、半導体産業の振興に努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○坂本康郎議員　九州７県が一体的な国の広域クラスターに指定されたということは、九州全体のサプライチェーンがそれぞれ機能分担をし、互いに連携していくことが前提になっているものと考えられます。

熊本、福岡、長崎など、九州各県で製造拠点の整備が進む一方、本県におきましては、ローム グループ・ラピスセミコンダクタによる次世代パワー半導体工場の整備が進められるなど、独自の産業基盤が既に存在しており、九州全体の中で一定の役割を担う立ち位置にあります。

本県の産業の活性化や地場企業への波及を確実なものにするためには、明確な見通しと対応策が必要です。

そこで、国の広域計画が本格化していく中で、本県は具体的にどのような役割を担っていこうと考えているのか、県の認識を伺います。

あわせて、この経済の動きから、県内企業への取引の波及や雇用の創出など、どのような形で経済的な恩恵を県内に引き込もうと考えているのか、今後の見通しを商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　九州の半導体クラスター計画は、熊本県を中心とした民間投資や研究・開発拠点などの整備のほか、各県が連携して行う様々な取組等を通じて、九州が世界的な半導体の製造や研究・開発の一翼を担うことを目指したものです。

計画を推進する上で、本県は、九州の半導体産業を支える人材の育成・確保や、製品の製造、必要な装置・部品の安定供給を通じて、九州内でのサプライチェーンの強靭化に貢献してまいりたいと考えております。

県としましては、九州内でこれまで以上に高まる半導体製品や装置・部品の需要を的確に捉え、県内企業の受注の増加や新たな取引先の開拓、さらには、県外企業の誘致など本県への投資につなげることで、県内の雇用創出など地域経済の活性化を図ってまいります。

○坂本康郎議員　新規の企業立地や設備投資を本県に呼び込むためには、その受皿となる産業用地の確保が重要となります。

現在、半導体産業の進出が進む熊本県周辺の

工業団地では、用地の確保が非常に難しくなっているとも言われており、このような状況を背景に、関連企業やサプライヤーが次の投資先や拠点を模索する動きは、本県にとりましても重要な機会になるものと考えます。

しかし、せっかくの進出意欲が本県に向いたとしても、企業が求める条件に合致する用地を速やかに提示できなければ、他の地域へその機会が移ってしまい、チャンスを逃しかねません。

そこで、各市町が計画する工業団地造成の加速化に県はどう取り組むのか、また、進出を計画する企業に対して、具体的にどうアプローチしていくのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　現在、６つの市町が工業団地を整備中、または検討を進めており、近年、県内において工業団地造成の動きが増加しております。

この動きを加速させるため、市町村に対する県からの支援を継続するとともに、国が新設する融資制度の活用を促すことにより、市町村の負担軽減を図ってまいります。

また、九州への半導体関連企業の進出意欲が高まる中、本県への立地に関心がある企業に対して、知事自らトップセールスを行うセミナーの開催や、台湾と熊本県の団体等が実施する商談会に初めて参画するなど、新しいネットワークづくりに努めております。

今後とも、このような取組により、企業とのつながりを広めるとともに、地域の実情に精通する市町村と緊密に連携しながら、積極的にアプローチしてまいります。

○坂本康郎議員　国の計画では、2040年に向けて、九州全域で約1,000社の半導体関連サプライヤーの集積やネットワーク化を推進することとしています。

今回のクラスター計画の決定は、本県のものづくり中小企業や地場産業が、これまで取引の機会がなかったサプライチェーンや大手企業との取引の輪に新たに参入していくためのチャンスになり得ると考えます。

そこで、県として今後どのような支援を進めていくのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　九州内で半導体産業の集積や投資が拡大する中、国のクラスター計画の決定は、議員御指摘のとおり、県内企業にとってさらなる好機と考えています。

このため県では、昨年度から、国内外で開催される展示会への出展を支援し、県内企業が技術力のＰＲや取引に向けた発注企業との関係づくりを行っております。

さらに今年度は、熊本県、大分県の団体等と共に商談会を開催し、県内企業が台湾企業と直接商談を行う機会を設けるなど、企業や大学、行政機関等の産学官が連携して、取引拡大に向けた取組を進めております。

県では現在、半導体産業の集積を進めるため、県の地域産業クラスター計画の策定に取り組んでおり、県内企業のさらなる取引の拡大に向けて、必要な施策を検討してまいります。

○坂本康郎議員　計画を中長期的に維持・発展させていく上で、産業を支える半導体エンジニアなど、人材の育成とその定着が課題となります。

国は九州全体の人材育成目標を掲げており、本県でも「みやざき半導体関連産業人材育成等コンソーシアム」を中心とした産学官の取組が始まっています。

しかし、せっかく県内の大学や高専、高校な

どの教育機関で優秀な人材を育成したとしても、それらの若者が卒業後に県外へ流出してしまっては、本県が目指す産業基盤の強化や地域経済の持続的な活性化にはつながりません。

そこで、県内の大学、高専、高校において、国の財政措置なども視野に入れながら、実験設備やクリーンルームなどの施設・環境整備をどのように支援していくのか伺います。

あわせて、県内で育った若者や技術者が、他県に流出することなく宮崎の企業に就職し、安心して定着できるよう、例えば住宅の家賃支援や奨学金返還支援の拡充など、業界に特化した本県独自の定着支援策を構築する考えはないのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（児玉浩明君）　半導体に関する大学等の施設整備への県による直接的な支援は行っておりませんが、宮崎大学では昨年度、工学部に半導体課程が設置され、半導体作製実習のためのクリーンルームの整備が進められております。

一方、県では、人材育成の取組を支援するため、宮崎大学や都城高専が技術者を招聘して実施する講義や工場見学への補助等を行っており、今後も大学等と意見交換を行いながら、必要な支援を検討してまいります。

また、人材の県内定着につきましては、半導体業界に特化したものではありませんが、奨学金返還支援事業をはじめ、県が実施している様々な施策の利用を半導体関連企業に促すとともに、企業や大学等と連携しながら、半導体人材の定着に向けて必要な取組を検討してまいります。

○坂本康郎議員　この後の質問で触れますが、７月28日に発生した熊本地震の被災状況を知るために、熊本日日新聞を翌日の29日付の分から取り寄せをしました。

皆さん御存じかもしれませんが、日本製紙八代工場の被災の影響で、新聞用紙の調達が困難になっており、熊本日日新聞は、ふだんの半分に近い16ページに縮小された紙面構成で発行されています。

政府の広域半導体クラスター計画の決定は７月31日、発災から３日後、熊本ではいまだ混乱が続いているさなかに今回の発表がなされたわけですが、翌８月１日付の紙面には、その限られたスペースを割いて、この記事が大きく掲載されておりました。

同日８月１日付の本県の地元メディアの扱いと見比べてみましても非常に対照的で、両県の半導体関連の動向に対する関心の高さの違いを図らずも実感したところであります。

ここまで御答弁いただきましたように、半導体関連産業を県の重要産業の一つと位置づける方針が示され、今後の取組と成果に私も大変期待しています。

地場企業の参入や人材育成、人材確保などの基礎となる、県全体で半導体産業を押し上げていく土壌づくりにも目配りし、県内の機運醸成に県が一層力を入れて牽引していただくよう申し上げまして、次の質問に移ります。

改めまして、令和８年熊本地震におきまして、お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

熊本は10年前の震災から復興を遂げ、全国的にも先進的な防災施策と高い防災意識を持つ地域として、対策を強力に進めてこられました。

しかし、その熊本において、インフラの寸断や避難対応における初動の混乱など、想定を超える事態が発生したことに少なからぬ衝撃を受

けております。

本県における南海トラフ地震などの災害リスクを顧みたとき、もし宮崎で同規模の災害が起きれば、どれほど深刻な状態になるのか、強い危機感を抱かざるを得ません。

今回の熊本地震の発生とその被災状況について、知事はどのように受け止めているのか、御所感を伺います。

○知事（河野俊嗣君）　今回の地震は、平成28年の熊本地震から10年が経過し、まさに復興に向けた節目を迎える中で、再び熊本県で大きな地震が発生し、甚大な被害が生じたことに大きなショックを受けております。また、改めて知事として、災害から県民の生命や財産を全力で守り抜かなければならないと思いを強くしております。

高速道路や水道施設などのインフラが大きな損傷を受けたことにより、救助活動や物資輸送等に支障を来したことや、避難生活が長期に及ぶなど、大規模災害時におけるハード・ソフト両面の対応の難しさを改めて感じております。

現地では、今なお多くの方々が避難生活などで不便な生活を強いられております。

日頃から高速道路の整備など多方面で連携している隣県の知事として、また九州地方知事会長として、引き続き、九州各県や国等と連携し、被災地に寄り添いながら、息の長い支援に取り組んでまいります。

また、今回の熊本地震で得られた経験を生かしながら、本県の防災・減災対策に全力で取り組んでまいります。

○坂本康郎議員　熊本地震では、避難者数がピークとなった７月30日に、１万467人が415か所の指定避難所へ避難しています。

一方で、氷川町や宇城市では、避難所となる学校や公民館が被災し、停電等によって開設が遅れる事態も発生しました。

大規模災害時における避難所の量と質の確保は、住民の命に直結する極めて重要な課題です。避難所の機能が必ずしも保証されているとは限らないことを前提にした計画が求められることになります。

そこでまず、本県において、指定避難所や２次避難所などの避難施設は、災害時に想定される避難者数に対して、どの程度の収容が確保されているのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君）　本県において最大の被害が見込まれる南海トラフ巨大地震の被害想定では、被災１週間後には最大で約43万4,000人の方が避難し、このうち、避難所への避難者数は約26万7,000人となっております。

また、国の調査によると、令和７年４月１日時点で、県内の指定避難所は1,164か所、市町村が想定する収容人数の合計は約34万8,000人となっております。

○坂本康郎議員　熊本地震の避難者ピーク時の数字には、車中泊や軒先避難といった自主避難者が含まれておらず、実態としての避難者数はさらに膨れ上がるものと考えられます。

一方、本県の南海トラフ地震における避難想定数は、熊本地震の比ではなく、想像を絶する規模が予測されています。

数字上は、県内43万人の避難想定のうち、避難所へ赴く26万人を、指定避難所の収容人数34万人でカバーできるとしています。

しかし、県内1,164か所の避難所が相当な過密状態になるおそれがある中で、一定の避難環境を保てるのかという問題や、車中泊などの自主避難者が避難期間の長期化に耐えられるのか

という問題、さらには、避難所自体が被災した場合の代替施設確保の問題も想定しなければなりません。

こうした事態を防ぐためにも、県営住宅をはじめとする公営施設の空き室活用が極めて重要になると考えます。

そこで、現在、県営住宅にはどの程度の空き室があり、即入居可能な状態に整備された空き室がどれほどあるのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原　学君）　県営住宅につきましては、令和８年３月末現在で8,773戸を管理しており、このうち、建て替えなどで募集を停止している住戸を除いた空き住戸は2,104戸で、空き住戸率は24.5％であります。

また、既に修繕が終わっており、速やかに入居が可能な住戸は、現在98戸となっております。

○坂本康郎議員　県内の県営住宅2,104戸の空き室のうち、98戸が随時募集物件として即入居可能な状態に整備されていることを確認いたしました。

この98戸につきましては、今回の熊本地震の被災者向けに、希望される方の入居を受け付ける案内がなされていると承知しています。

災害時の避難環境を考えますと、避難所の過密化や長期化する車中泊などの自主避難の課題を補うために、県営住宅の活用は極めて重要と考えます。

そこで、例えば、この2,104戸の空き室のうち半数程度、約1,000戸を平時から随時募集物件として整備し入居可能な状態にしておいて、災害発生時に避難所の一つとして柔軟に活用してもいいのではないかと考えますが、どのような課題があるのか、県土整備部長の見解を伺います。

○県土整備部長（中原　学君）　県営住宅の空き住戸の多くは、長期間、人が住んでおらず、内装や設備等の劣化が著しいことから、災害時の避難所として事前に確保しておくためには、多額の修繕費用が必要となります。

また、修繕した後も、発災時まで入居可能な状態を維持する必要があるため、換気や清掃など、日常的な管理にさらなる費用が発生することとなります。

○坂本康郎議員　避難施設としての県営住宅の空き室活用について、費用面の課題認識が今部長のほうから示されました。

そこで、私のほうで試算しましたところ、内装や水回りなど修繕すると、１室当たり概算で100万円ほどの費用がかかると見込まれ、1,000室を整備するとなれば、ざっと10億円ほどの費用が必要となります。この費用を高いと捉えるのか、災害対策の必要性を踏まえれば妥当と判断するのかは、立場や価値観によって評価が分かれるところだと思います。

県の政策全般にも言えることですが、施策の計画や実施に当たっては、個別の事業だけを切り取って判断するのではなく、県全体の将来像を見据えた冷静な検証が求められます。

そこで、防災施策に係る費用や予算規模という観点から、これまで財源確保が困難という理由で整備が遅れてきた県内の防災施策について、幾つか質問いたします。

熊本地震では、７月28日の発災以降、夏の猛暑も重なり、避難所の空調の不足が大きな課題として注目されました。

本県におきましても、指定避難所となる学校体育館の空調整備の遅れは、これまで議会で繰り返し指摘されてきたところであり、その要因

として、市町村の財源確保の難しさが答弁されてきました。議論を前に進めるためには、まず、必要となる費用の規模を具体的に把握することが不可欠だと考えます。

そこで、県内の公立小中学校の体育館の空調を整備する場合、県全体でどの程度の費用を要するのか、県の試算を教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君）　公立小中学校の体育館は、各市町村が主体的に整備を行っており、空調につきましては、体育館の規模や電源設備の状況に加え、断熱化工事の有無などにより、必要な費用は大きく異なります。

このため、県において全体でどの程度の費用が必要か、試算をお示しすることは困難であります。

○坂本康郎議員　国は、学校体育館が災害時の避難所として重要な役割を担うことから、空調整備を喫緊の課題と位置づけています。そこには、10年前の熊本地震や能登半島地震で、空調の未整備が避難環境に深刻な影響を与えたことが背景にあります。

「令和13年度までに全国の避難所になる公立小中学校体育館の空調設置率100％」が国の目標です。財源が課題であれば、それがどれだけ必要なのか、必要予算規模は少なくとも明らかにしておく必要があると思います。

そこで、現在、指定避難所となっている県内の公立小中学校の体育館・武道場のうち、空調が整備されていない施設棟数を、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君）　文部科学省の調査によりますと、令和８年５月現在、県内において指定避難所となっている公立小中学校の体育館等は266棟であり、このうち、237棟に空調設備が設置されておりません。

なお、未設置の237棟のうち15棟については、国の交付金を活用し、令和８年度中に設置する予定となっております。

○坂本康郎議員　次に、学校体育館の空調整備に係る補助制度、学校施設環境改善交付金の概要について、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君）　学校施設環境改善交付金は、公立学校の環境維持・向上を目的とした施設整備に係る国の補助制度であり、体育館等の空調設備の整備につきましては、児童生徒の熱中症対策や、大規模災害時における避難所としての機能強化を図る観点から、補助対象となっております。

なお、補助率は２分の１であり、補助対象経費の限度額は、下限が400万円、上限は、空調の熱源が電気の場合は1.1億円、ガスの場合は1.4億円となっております。

○坂本康郎議員　学校体育館・武道場の空調整備に必要となる工事費について、昨年示されました専門家の試算例を基に整理します。

一般的な中学校の体育館、延べ床面積1,200平米、ガス熱源方式の空調の場合、工事費は１棟当たり約4,860万円とされています。これに国の補助及び地方交付税措置を適用すると、自治体の実質負担額は１棟当たり約1,200万円程度にまで軽減されます。県内の学校体育館の空調設置率100％を達成するために必要な総事業費を概算すると、県全体で約28億4,000万円規模となることが分かりました。

質問を続けます。

熊本地震では、発災直後から八代市、宇城市、宇土市、氷川町などで最大約８万戸が断水し、住民生活に深刻な影響を及ぼしました。広範囲で老朽化した水道管が破損したことから、復旧作業は難航し、完全に断水が解消するまで

に１か月を要したところであります。

本県におきましても、水道施設の耐震化は喫緊の課題であり、これまで議会でも繰り返し取り上げられてきました。耐震化が進まない要因の一つとして、人口減少に伴う水道収益の減少を背景にした財源不足が指摘されています。

そこでまず、上水道の耐震化について、県内でどれほどの費用規模を見込んでいるのか、県の試算を県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原　学君）　上水道の事業主体である市町村は、大規模地震などの災害時においても、水道水の安定供給を確保するため、国の補助金などを活用しながら、耐震化に取り組んでおります。

今後の耐震化に必要な費用につきましては、水道管の種類、口径などの規格や現場条件などを基に市町村が算出する必要がありますが、現時点で費用を公表している市町村はなく、県がお示しすることは困難であります。

○坂本康郎議員　ここでは防災施策として必要となる予算規模を明らかにすることが目的ですので、重ねて質問いたします。

まず、県内の水道管の耐震化率、そして耐震化がなされていない未対策の管路延長がどれほどの距離になるのか伺います。また、水道管の耐震化に対する国の補助率がどのように設定されているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原　学君）　主要な水道管である基幹管路の耐震化率は、令和６年度末で全国が44.6％、本県が29.8％であり、本県における未対策の基幹管路延長は約1,200キロメートルであります。

また、国の補助率は３分の１または４分の１となっております。

○坂本康郎議員　差し当たり、県内の水道管の耐震化率を全国平均の44.6％まで引き上げるために必要な費用を、工事の標準単価から試算しました。その結果、約885億円という極めて大きな金額になることが分かりました。さらに、国の補助率のうち高いほうの３分の１を適用しても、自治体が負担する額は約590億円に上る計算となります。

耐震化が進まない要因として財源不足が指摘されてきたことは、この数字から見ても十分に理解できるところであり、改めて水道インフラの強靭化に向けた財源確保の在り方が問われているものと考えます。

ここまで、県内の防災施策のうち、対策が遅れている課題について質問してまいりました。

避難所の環境整備も水道施設の耐震化も、市町村が主体となって取り組むものであり、いずれも財源の確保が大きな壁となっています。

水道については、先ほど申し上げましたとおり、市町村だけでは到底対応し切れない莫大な予算を必要としています。

一方、指定避難所である学校体育館の空調整備については、学校数の少ない市町村であれば数千万円規模の負担で整備可能と見込まれるものの、こちらも財源確保の難しさから整備が進んでいないのが現状です。

こうした県内の課題に対して、県がどう向き合い、どのように支援していくのか、今回の熊本地震を通じて、その姿勢が一層問われることになるものと思います。

本議会６月定例会一般質問で、自民党の坂口博美議員の質問に対して、県は、一ツ葉有料道路のかさ上げによる津波対策の検討に着手することを明らかにしました。事業の予算規模、財源の見込み、完成時期など、県はどのように想定しているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原　学君）　今回の構想は、南海トラフ巨大地震による最大クラスの津波に対しても、防災拠点等が集積しているエリアについては、既存のインフラを活用したハード対策を講じることにより、被害の軽減を図ろうとする新たな取組であります。

一ツ葉有料道路のかさ上げにつきましては、財源確保をはじめ、周辺の土地利用や景観、環境への影響など、解決すべき様々な課題がございます。

このため、現在、他県における取組事例を収集するとともに、庁内関係部局による勉強会を通じて、土地利用に係る法規制等の確認や課題の整理を行っているところであり、現時点で、予算規模や完成時期等をお示しする段階には至っておりません。

今後は、国などの関係機関とも協議を行いながら、構想の実現に向け、検討を進めてまいります。

○坂本康郎議員　参考までに、静岡県浜松市沿岸域の防潮堤工事（全長17.5キロ）の総工費は約385億円、工期は６年９か月となっていますので、一ツ葉有料道路のかさ上げにも相当の費用と工期がかかるものと予想されます。

誤解のないよう申し上げますが、私も災害被害を軽減するために県土の強靱化は必要だと考えています。一ツ葉のかさ上げも、ないよりはあったほうがいいと思います。しかし、そのためには多額の予算を要します。

県内には、十分な予算が確保できないまま対策が滞っている課題が多数残されています。それらも住民・県民の生活や命に直結する極めて重要な課題です。

６月議会の質問に対して、知事は「県土強靱化を一層加速するためには、予算確保など様々な課題がありますが、県民の命を守り、経済活動を支える未来への投資と位置づけ、全国知事会の地方税財政常任委員長でありますとか、国土強靱化推進会議の地方行政代表委員としての立場、さらには、これまで築いてきた人脈も最大限活用しながら、私が必ず実現するという強い決意の下で、社会基盤のレベルアップに全力で取り組んでまいります」と答弁なさっていますが、その具体的な政策が有料道路のかさ上げと伺いますと、率直にそのお考えには賛同しかねると言わざるを得ません。

繰り返しますが、水道も体育館の空調も、国土強靱化の枠組みの中にある重要な課題であり、その課題認識をもって、これまで繰り返しこの議会で取り上げられてきたものであります。

対策が急がれる防災上の課題が複数残されている中で、対策の優先順位について、これまでの議論も十分に考慮した上で、総合的に考えていく必要があると考えますが、知事に御見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君）　南海トラフ地震により甚大な被害が想定される本県におきまして、県と市町村がそれぞれ適切な役割分担の下で、限られた財源の中、優先順位をつけながら、総合的に防災・減災対策を進めることは大変重要であると考えております。

このため県では、総合計画において、対策の長期的なビジョンを示すとともに、地域防災計画や国土強靱化地域計画等を総合計画の部門別計画に位置づけ、全庁的な防災・減災対策の指針として総合的かつ分野横断的に対策を進めております。

また、昨年度、南海トラフ地震の新たな被害想定を踏まえて改正した第３期宮崎県地震・津

波減災計画では、対策ごとに具体的な成果指標を定めており、事業の進捗等を全庁的に共有し、緊急性も踏まえながら、優先順位をつけて必要な取組を進めているところであります。

今、小中学校の体育館でありますとか水道管等について、るる御指摘がございました。これは、市町村が主体となって、起債事業等も活用しながら行うものでありますので、財源の出どころも、県と市町村でそれぞれ分担して行うというところについての御理解はぜひお願いしたいと考えております。

引き続き、今回の熊本地震で得られた経験等をはじめ、これまでの防災・減災の取組を通して見えてきた課題や教訓等も十分に踏まえながら、県民の生命と財産を守ることを第一に、防災・減災対策に万全を期してまいります。

○坂本康郎議員　熊本のあの猛暑の体育館に何日も雑魚寝をして過ごされていた被災者の様子は、もし本県で同様の災害が発生すれば、同じ光景が繰り返されるように思えてなりません。

県内の防災施策全体を見渡し、多くの県民にとって何が有益か、何に優先して取り組むべきか、全体観に立った政策決定をぜひお願いしたいと思います。

ここまで防災施策を必要予算、お金の面から伺ってきましたが、次に人員、人の面から質問いたします。

今年３月に読売新聞が、全国の自治体における防災専従職員の配置状況を集計し、全国の24％に当たる433の市町村で専従職員が不在である実態を明らかにしました。

東日本大震災後に体制整備は進んだものの、南海トラフ地震の被害が想定される地域でも専従職員が置かれていない自治体が少なくなく、災害時の初動対応に支障が生じるおそれがあるとしています。

また、財政上の制約から、小規模な自治体では、専従職員の確保が依然として難しい状況が続いていることも示されています。

防災専従職員の役割は、災害時の避難所運営だけでなく、平時における地域防災計画の策定や更新、ハザード評価、訓練計画の立案など、専門的な知識と経験を要する高度な業務が中心であることを改めて認識する必要があり、専従職員の有無は、自治体の防災力そのものを左右する大変重要な要素です。

そこで、県内の市町村における防災専従職員の配置状況について、専従の有無や人数など県内各自治体の現状を、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君）　県内市町村においては、９市と高鍋町が、防災や消防など危機管理業務を専門的に担う部署を設置しています。

町村部では、大半が総務部門において危機管理業務を所管しているため、必ずしも専従ではありませんが、令和８年４月時点において、県内市町村で計153名が平時から危機管理業務に従事しています。

また、14市町では、防災に関する専門知識と経験を有した地域防災マネージャーの資格を持つ自衛隊ＯＢ職員が計16名採用されているところです。

○坂本康郎議員　一方で、県の危機管理課におきましては、課を構成する職員のうち、防災業務に専従する職員は何人いるのか、現状を危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君）　現在、危機管理課には19名が在籍しており、風水害や地震などの自然災害への対応に加え、災害への備え

や県民の防災意識向上のための啓発など、平時から危機管理関連業務に従事しております。

なお、県においても、防災に係る経験と専門知識を有する自衛隊ＯＢ職員を採用しており、災害時における自衛隊など関係機関との総合調整や各種訓練の企画・統制などの重要な役割を担っているほか、県警察本部からの出向職員も在籍しており、自衛隊や警察などの関係機関と密に連携を図りながら、危機管理関連業務に対応しております。

○坂本康郎議員　県の危機管理課の体制につきましては、受け持つ業務が多岐にわたるため、防災専従職員が足りないのではないかと日頃から感じています。

他県の取組を参考にするなど、危機管理体制の強化や見直しにはどのように取り組んでいるのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（津田君彦君）　南海トラフ地震や近年の激甚化・頻発化する自然災害、昨今の安全保障環境の深刻化に伴う国民保護業務への対応など、多様化する危機事象に迅速かつ的確に対応するためにも、危機管理体制の強化は大変重要であると認識しています。

このため県では、平成16年度に危機管理局を設置して以降、業務の拡大等に応じて配置職員数の拡充を行うとともに、令和２年度には、災害応急対応を担う部局を集約した防災庁舎を建設するなど、人的及び機能的側面から危機管理体制の強化を図っているところです。

また、発災時には全庁的な体制で災害対応に当たることから、毎年、風水害や地震など様々な危機事象を想定した訓練を繰り返し実施し、職員全体の災害対応力の底上げを図っております。

○坂本康郎議員　本県同様に南海トラフ地震の被害想定地域にあります静岡県では、本庁の危機対策課のほか、県内４地域に地域危機管理局を設置しています。

また高知県でも、県内５つの地域に総合防災対策推進地域本部を設置し、地域ごとの防災活動を直接進める職員を配置しています。

こうした他県の取組をぜひ積極的に取り入れ、住民に近い位置で防災業務を担っている各市町村に対して、県が一層のサポート体制の強化を図っていただくよう申し上げまして、次の質問に移ります。

旧住宅供給公社が販売した宮崎市内の分譲地の一部の地域で、道路の陥没や、地盤沈下によるものと見られる擁壁の破損など、複数の地盤変状が長期間にわたり発生している状況を確認しています。

令和２年３月に公社が解散した後は、住民からの相談などに県が対応していると承知していますが、当該地の地盤変状に関する調査依頼など、住民や関係者からの申入れに対して県はどのように対応しているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原　学君）　令和２年３月に解散した宮崎県住宅供給公社が分譲した団地につきましては、既に瑕疵担保責任期間が終了していることから、宅地につきましては、それぞれの所有者に管理責任があるものと認識しております。

住民の方からの申出に対しましては、管理責任に関する県の認識について説明した上で、現地の確認や技術的な助言を行ってきたところであります。

○坂本康郎議員　県への申入れとは別に、住民が独自に地盤工学の専門家へ調査を依頼したところ、この地域で発生している地盤変状は、旧

住宅供給公社が行った谷埋め盛土による造成に起因するとの見解が示されています。

大雨により地下の水位が上昇した場合や、大きな地震が起こるなど地盤に強い地圧がかかった場合には、擁壁の崩落など重大な事故につながるリスクが否定できないとの指摘も受けています。

そこで、県は谷埋め盛土と呼ばれる地盤の性質についてどのように認識しているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原　学君）　谷埋め盛土とは、山の谷間や沢を埋め立てて造成された盛土のことで、構造的に中央部が深く、周辺からの水が集まりやすい性質を持っております。

そのため、谷埋め盛土による宅地造成では、開発許可の技術基準等に基づき、排水設備の設置や盛土材の適切な締め固めなどを行うことになります。

○坂本康郎議員　旧住宅供給公社の解散後に表面化したこの問題に対して、県が果たすべき役割をどう考えているのか、県の見解を県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（中原　学君）　宮崎県住宅供給公社が分譲した全ての土地・建物につきましては、法的及び契約上の責任期間が既に経過していることから、県が所有者に代わって直接修繕することは困難であると認識しております。

県としましては、今後とも、住民の方の申出に応じて、現地の確認や所有者への助言・情報提供を行ってまいります。

○坂本康郎議員　当該地の住民の皆さんは、地盤沈下による影響、今後の地盤リスクという思いも寄らない問題に直面し、大きな不安と負担を抱えておられます。

県住宅供給公社の分譲地だからという信頼をもって購入したにもかかわらず、公社は既に解散し、相談すべき相手がいない。その行き場のない心情から、県に対して何らかの支援や関与を求めているのは当然のことと思います。

一方で県は、公社解散後の相談窓口を引き継いでいるものの、瑕疵期間の経過や、法的・契約上の責任期間の終了を理由に、直接的な対応は難しいとの姿勢を取り続けています。

しかし、今回の問題は、一般の民間事業者による分譲地ではなく、県が深く関わってきた旧住宅供給公社が販売した土地であること、そして公社解散時に議会承認を経ているとはいえ、こうした問題が潜在していることが誰にも予測できなかったことなどを踏まえれば、通常の瑕疵対応の枠に収まるものではない、極めて特殊な事例と考えるべきではないでしょうか。

県には、従来の制度や法的な枠組みに固執することなく柔軟な判断をし、住民の安全と安心を守ることを第一に、できるだけ早期に問題の解決を図るよう対応策を検討することを強く求めます。

以上で用意しました全ての質問を終わります。御答弁いただきまして、ありがとうございました。（拍手）

○山下　寿副議長　次は、図師博規議員。

○図師博規議員〔登壇〕（拍手）　本日は、児湯郡からもたくさんの方に傍聴に来ていただいております。また、家族会の方々も傍聴に来られると聞いております。

振り返れば、５期20年、県議会議員を務めさせていただいております。皆さん方のお力添えがあればこそ、ここに立ち続けることができました。心から感謝しております。今お見えの皆様方お一人お一人の名前を呼びながら感謝の気持ちを伝えたいのはやまやまですが、時間に限

りがあります。質問に入ります。

これまで私は、県内各地の現場に足を運ぶことを基本とし、皆様の声を聴かせていただき、様々な県政課題の解決・改善のために、知事をはじめ執行部の方々に県民目線での政策提案をしてまいりました。本日もその政治姿勢を貫き、弱い立場の方々の声や現状を届けてまいりますので、それらの方々の手をしっかりと握っていただくような答弁を期待しております。

まず初めに、私が20年前にここに登壇し質問した、精神障がい者に関する追跡質問から行います。

平成16年に政府は、精神保健医療福祉改革ビジョンの中で、今までの「入院中心の医療から地域生活中心へ」という大きな政策転換を打ち出し、全国で約33万人いらっしゃる精神科病院の入院患者さんのうち、地域での受皿づくりができれば退院が可能となる、いわゆる社会的入院の方々約７万人を地域に返すという大転換の改革ビジョンを打ち出されました。

私がこの質問をした平成19年当時、本県の精神科病院に入院していた方々は5,527名おられ、その方々の平均在院日数は何と394.2日で、全国で６番目に長いという現状でした。そして、地域での受入れ条件が整えば退院できる社会的入院の方々は、本県でも何と1,005人いらっしゃったということです。20年前です。

その中で出された国の政策転換、地域生活への移行という改革ビジョンでしたが、果たして現在どこまでその改革が実行され、精神障がい者の方々の地域生活が確保されているのか伺っていきます。

まず、本県における精神科病院での入院患者数と平均在院日数の推移、社会的入院の現状がどうなっているのか、福祉保健部長の答弁を求めます。

以下の答弁は質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○福祉保健部長（小牧直裕君）〔登壇〕　お答えいたします。

国の統計によると、本県の精神科病院入院患者数は、平成19年は5,524人、令和７年は4,586人となっております。

議員御指摘のありました精神科病院の平均在院日数について、国の統計を見ますと、直近の令和６年は386.2日となっております。

また、地域で受入れ条件が整えば退院が可能な、いわゆる社会的入院とされる入院患者数は、平成19年の国の推計値は1,005名、令和５年は726名と推計しております。以上であります。〔降壇〕

○図師博規議員　今の答弁では、20年前と比較して入院患者数は約1,000名ほど減っているものの、平均在院日数は386.2日とほぼ横ばいです。平均在院日数が386日、つまり１年間以上入院されている方が平均値であるということは、大きな社会問題だと思われます。

さらに、社会的入院者も700名以上おられるということは、本県が取り組んできた入院中心から地域生活への移行は達成できていないと言わざるを得ません。

では、20年前と比較して、精神障がい者の地域での受入先となるグループホームや就労支援施設等の整備状況はどうなっているのでしょうか、福祉保健部長、答弁をお願いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　グループホームは、障がいのある方が地域において自立した日常生活を営めるよう、必要な支援を受けながら共同生活を送る施設であり、また、就労支援施設のうち、主なものとしましては、就労継

支援Ａ型・Ｂ型事業所及び就労移行支援事業所があり、福祉的就労や一般就労のための訓練を行っております。

把握しております直近の整備状況をお答えいたしますと、県内の総定員数は、グループホームが、令和３年は1,531人、令和５年は1,893人、令和８年６月時点では2,259人、就労支援施設が、令和３年は4,248人、令和５年は4,683人、令和８年６月時点では5,098人となっており、いずれも増加傾向にあります。

○図師博規議員　今の御答弁ですと、グループホームや就労支援施設等の整備は進んでいるものの、基本的に福祉施設は精神障がい者だけではなく、身体障がい者や知的障がい者の方々も利用が可能なため、施設管理運営の観点から精神障がい者は入居が敬遠されがちであることや、就労に関しても、雇用者の障がい者理解が得られないがゆえに雇用が敬遠されがちであることは日常的です。だから先ほどから指摘する平均在院日数の長期横ばいが続いているのです。

確かに入院総数は減ってきておりますが、長期入院は改善されていません。そして、長期入院になればなるほど、様々な問題が深刻化していきます。その最たるものが、重くのしかかる医療費の自己負担です。その医療費の負担軽減のための制度として、重度障がい者医療費公費負担制度があります。

６月定例議会に、家族の方々からこの制度の拡充を求める請願が提出されておりましたが、あっさりと否決されております。

改めて、この制度の対象について、その内容も含めて、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　重度障がい者・児医療費公費負担事業につきましては、日常生活に常時介護を要する重度の障がい者・児への医療費助成を行う市町村に対し、県が経費の２分の１を補助するものであります。

県では、本事業について、身体障害者手帳１級または２級の方、療育手帳Ａ判定の知的障がいの方、身体障害者手帳３級かつ療育手帳Ｂ１判定の重複障がいの方を対象としてまいりました。

昨年10月からは、精神障害者保健福祉手帳１級の方に係る、通院及び精神科を除く入院に係る医療費について対象に加えたところであります。

○図師博規議員　今の御答弁ですと、県は精神障がい者１級だけが公費負担の対象でありますが、ちなみに私の地元木城町におきましては、精神障がい者は１級及び２級まで公費負担の対象としておりますし、なおかつ精神科病院に入院した際の入院費も全て公費負担の対象としております。

それでは、なぜ県は、精神障がい者が精神科病院に入院したときの医療費は公費負担から除外されているのでしょうか。重度の心臓疾患の障がい者の方が循環器病院に入院された場合や、重度の肢体不自由の方が整形外科に入院されるときには、公費負担の対象となるのに、なぜ精神障がい者の方が精神科の病院に入院するときだけ、その医療費が公費負担の対象外になるのか、福祉保健部長、教えてください。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　精神科病院に入院する精神障がい者については、できる限り早い段階から、その意向等を踏まえ、市町村や地域の障害福祉サービス事業所と連携した退院支援が行われるように取り組むなど、地域移行を推進しているところであります。

県では、このような取組を踏まえ、本事業に

おける補助の対象から、精神障がい者の精神科入院に係る費用を除いているところであります。

県としましては、今後とも、精神障がい者の皆様が住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう支援に努めてまいります。

○図師博規議員　今の御答弁ですと、地域移行を速やかに進めたいから、精神障がい者の方の精神科入院の医療費は公費負担の対象から外されているということですが、では、なぜ平均在院日数が減らないのか。ここは受皿ができているにもかかわらず、精神障がい者の方々が地域で生活していく、地域の方々が受け入れるというところには、心のバリア、見えないバリア、やはり社会的な偏見がまだまだあると言わざるを得ない。そこの部分をまず解消することが、地域移行、地域で生活できることにつながると思いますので、さらに力を入れていただきたいと思います。

そして、障がい者の方々が身分保障として取得する障害者手帳があります。障がい者の方々のうち、身体障がい者と知的障がい者の方々は、ほぼ100％障害者手帳を取得されているのに対し、精神障がい者の方々は50％程度しか取得されていません。これは、先ほどから言う医療費公費負担制度が不十分なことや、手帳を取得しても使える福祉サービスが少ないことが原因です。

それでも精神障がいがあるということを認知してもらい、地域生活を続けるために、精神障害者保健福祉手帳の取得を切望されている方々がいらっしゃいます。それが高次脳機能障がいの方々です。

高次脳機能障がいは、脳梗塞や交通事故などにより脳にダメージを受けた結果、記憶障がいや認知機能障がいが残るものの、見た目には分かりにくいために、「見えない障がい」とも呼ばれています。

国は、支援のために高次脳機能障害者支援法を成立させ、今後、制度整備を進めていくものと考えられますが、まだまだ国の対応は見通しが立ちません。今も県内には約7,000人もの高次脳機能障がいの方々がおられ、県の支援を待ち望んでいらっしゃいます。

県内の医療機関のうち、22医療施設が支援機関として登録されてはいるものの、高次脳機能障がいの確定診断ができない医療機関もあり、当事者と家族はたらい回しになっている現状があります。

県は、高次脳機能障がい者が適切な診断を受けるために、支援医療機関とどのような連携を取っていらっしゃるのか、福祉保健部長、教えてください。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　県では、今御指摘のありました22の医療機関を、確定診断が可能な医療機関として県のホームページに公開し、適切な情報共有に努めているところであり、さらなる連携に向け、宮崎大学の医師と各医療機関に直接出向き、実務上の課題や今後の支援体制、確定診断に向けたノウハウの共有について、個別に意見交換を行っているところであります。

県としましては、これらの意見交換等を踏まえ、地域の医療機関が、スキルの共有や、診断後のスムーズな支援のつなぎなどを円滑に行える支援ネットワークを構築し、当事者が身近な地域で診断・支援を受けることができる体制の構築を図ってまいります。

○図師博規議員　拠点病院の医大の先生が各医療機関を回って、高次脳機能障がいはこういう

状態なんですよ、こういう診断をしてくださいと指導されているのは頭が下がるところではありますが、まだまだ現場に周知は行き届いてはおりません。

そこで知事は、高次脳機能障害者支援法の成立を受け、当事者の意思を尊重し、自立と社会参加を促進するとともに、家族への支援も明確に位置づけられている高次脳機能障害者支援法の理念について、どのような理解をされているかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　本年４月に施行されました高次脳機能障害者支援法は、外見からは分かりにくいという障がいの特性から生じる生きづらさに光を当て、当事者や御家族の尊厳を社会全体で共に支えるための大切な一歩となる、大変意義深いものであると受け止めております。

法の基本理念に掲げられました「本人の意思の尊重と自立や社会参加の機会の確保」、住んでいる地域にかかわらず実施される、段階に応じた「切れ目のない支援」の実現は、本県が目指す共生社会を築いていく上での大きな指標になるものと考えております。

私といたしましては、この法律の理念を大切にしながら、高次脳機能障がいを抱える方々やその御家族が、安心して自分らしく暮らせる宮崎を着実につくり上げてまいります。

○図師博規議員　非常に建設的な御答弁でした。ただ、先月21日に、高次脳機能障がい支援実務者検討会議が開催されるということでしたが、当事者や家族の方々がオブザーバー参加を希望されたところ、当局は拒否されたとのことです。それどころか、会議室周辺で待機する行為をも禁止する通知まで出されているようです。

なぜそこまでする必要があるのか、どうして傍聴すら認めることができなかったのか、福祉保健部長、教えてください。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　御指摘のありました支援実務者検討会議は、支援の最前線で対応されている実務者が、現場での困難事例や技術的な課題、関係機関の連携などについて、専門的な見地から意見交換を行う場として設けたものであります。

当事者の皆様に質の高い支援を安定的に提供するためには、支援機関が抱える課題や不安など、ケーススタディーを含めて、忌憚なく意見交換する必要があったことから、参加者は実務者中心となったものであります。

また、当事者や御家族の思いを施策に反映させることは大変重要でありますので、当事者から幅広く公平に意見を伺いながら、施策の検討を進めてまいります。

○図師博規議員　当事者がいたら忌憚のない意見交換ができないのか。実務者、現場を知る方々なら、当事者からそこで意見を聞くことこそが、忌憚のない意見交換につながると私は考えます。

知事は、このような当事者や家族の参加なしで福祉施策の会議が進められることをどう思われますか。私は多様な当事者の声を反映させた施策を形成していくべきだと考えますし、今、国際的にも、国も当事者を入れて関係法を整備していこうという流れがあります。その内容を踏まえて、知事は県の対応をどう考えられますか。

○知事（河野俊嗣君）　高次脳機能障がいの当事者と共に歩んでおられる御家族の切実な思いに真摯に寄り添うことは、知事として私の責務であると考えております。

昨日も様々な方と意見交換をする中で、偶然、強度行動障がいの支援に取り組んでおられる方のお話を伺う機会がございました。こうした当事者の皆様が日頃感じておられる御苦労や生きづらさを深く受け止め、地域で安心して心豊かに生活を送ることができるよう、医療体制の充実など、関係機関と密接に連携した施策を推進していく必要があると考えております。

これらの施策の形成に当たりましては、当事者や御家族の多様な声を丁寧に伺い、実効性のある支援につなげていく必要があると考えております。

高次脳機能障がいに関しても、当事者、またその関係、御家族の皆様を含めて、意見を伺う機会というのは別途しっかりと取っているところでございますが、実務者検討会議においては、別の観点からの整理をしっかりしていこうということでの整理が行われたと、今部長が答弁したとおりであります。

こうした積み重ねを土台としながら、全ての当事者や御家族が切れ目のない支援を受けられるよう、宮崎モデルの支援体制の構築にしっかり取り組んでまいります。

○図師博規議員　ぜひ知事、担当課と一緒になって話を聞いてみてください。そして、宮崎モデルを一緒につくっていただければと思います。

続けます。高次脳機能障害者支援法、国の法律は成立したわけですが、本県で現在実施されている通所教室、通所リハビリ事業などをさらに今後拡充させ、県内複数箇所でのリハビリ事業の展開に発展させていくべきですし、医療関係者間の連携強化が今後さらに必要であります。

来年度以降の高次脳機能障がい者の方々への支援サービス、また関連事業はどのような事業になっていくのでしょうか、福祉保健部長、教えてください。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　県では、支援拠点機関である身体障害者相談センターや宮崎大学医学部において、相談対応やセミナー、出前講座等による普及啓発、社会生活に適応するための集団訓練を行う通所教室等に取り組んでまいりました。

また、支援者養成研修等を通じた支援機関のスキルアップを図るとともに、高次脳機能障害者支援センターの在り方を検討するため、課題やニーズの分析を進めているところであります。

県としましては、これらの取組の課題を踏まえ、必要な見直しを行いながら、引き続き当事者の支援に取り組むとともに、県内全域に円滑に支援が行き届くネットワークの形成を図ってまいります。

○図師博規議員　大いに期待しておるところです。そして、この施策の展開のためには、当事者や家族との連携ももちろん不可欠です。

支援法の第25条には、都道府県は高次脳機能障がいに対する支援体制を整備するため、当事者及び家族をもちろん関係機関の協議会に加えること、名称としては支援地域協議会を置くことが明文化されています。

ここでの協議があってこそ支援策が具現化され、先ほど県が開催しようとしていた実務者検討会議等は、この協議会の分科会として位置づけることで組織的な機能を発揮することになると考えます。

では、家族、当事者を入れることで開催される支援地域協議会は早急に開催される必要があると思われますが、いつ開催されますか、福祉

保健部長。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　高次脳機能障害者支援地域協議会は、高次脳機能障がい者に対する支援の体制整備を図るため、当事者や御家族、学識経験者のほか、医療、福祉、教育、労働等の関係機関により構成されるもので、都道府県は協議会を置くよう努めることとされております。

協議会の設置につきましては、実効性のあるものとなるよう、本県が抱える様々な課題に応じて、当事者や関係機関と意見交換を行いながら、その構成や開催方法等を調整し、早期に協議会を開催できるよう検討を進めてまいります。

○図師博規議員　早期とは年内でしょうか、年度内でしょうか。来年度の予算審議が始まろうとしております。早期であれば、まだ来年度の予算、また関係事業に当事者家族の意見が織り込まれる可能性はありますので、まさに早くこの協議会を開催していただければと思います。

次の質問に移ります。改正社会福祉法関連の質問です。

この改正の背景には、独り暮らしの高齢者の急増があります。2025年時点での65歳以上の独り暮らしの世帯は全国で約816万人で、これが2050年には約1,084万人にまで増加すると見込まれており、さらに深刻なのが、３親等内に頼れる親族がいない、いわゆる身寄りのいない高齢者が286万人から2050年には1.5倍の約448万人にまで増加し、実に９人に１人が身寄りのいない高齢者となると推察されています。

３親等内に親族がいたとしても、遠方に住んでいたり疎遠だったりする高齢者が増え、これまで家族が当然のように担ってきた役割を誰が担うのかが社会課題として浮上しています。

そこでまず、本県の身寄りのいない高齢者の現状と支援策はどのようなものがあるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　国の推計によりますと、本県の65歳以上の高齢単独世帯は、2025年は約７万7,000世帯ですが、2040年には約８万1,000世帯に増加することが見込まれており、このうち身寄りのない高齢者数も増加することが予想されております。

現在、高齢者が孤立することがないように、成年後見制度の利用支援や、市町村や社会福祉協議会との情報共有、新聞・宅配業者など民間事業者等と連携した見守り活動に取り組んでいるところです。

○図師博規議員　現行の福祉サービス利用援助事業というものがありますが、そこでは認知症の方など判断能力が不十分な人のみが対象であります。改正後は対象が拡大され、事業内容も拡充となりますが、具体的にはどのようなサービスが提供されていくのでしょうか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　現在、社会福祉協議会が実施しております福祉サービス利用援助事業は、判断能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用や金銭管理等の日常生活を支援しております。

今回の法改正により、この事業が福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業となり、利用対象者に身寄りがない高齢者等が加わるほか、事業内容に入院・入所等手続や葬儀等死亡後の事務手続の支援が追加されました。

新たな事業は、令和10年６月までの施行に向け、現在、国において事業の詳細が検討されております。

県としましては、これらの動きを踏まえなが

ら、市町村や社会福祉協議会等の関係機関と連携して、支援が必要な方が地域で安心して自立した生活を継続できる体制づくりを支援してまいります。

○図師博規議員　医療現場では医療ソーシャルワーカーが、地域ではケアマネジャーの方々がシャドーワークの中で担ってきた、その善意で成り立っていた業務が、今後は公的な制度として整備されていくことになります。

改正法では、県及び県社会福祉協議会にこの取組が義務づけられています。そして、具体的な実務を執り行う市町村社協等との連携も必要となってまいります。

今後の取組について、再度、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　家族や親族が担ってきた日常生活支援や入院・入所手続、死後事務などを、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員等が本来業務の範囲を超えて担う法定外業務、いわゆるシャドーワークが大きな課題となっており、その負担を軽減することが重要であると認識しております。

国では、こうした課題を地域ケア会議等において整理した上で、地域全体で支援を行う必要があるとしており、このため県では、市町村と連携し、地域の多様な担い手につなぐ体制づくりを進めるとともに、関係機関等と支援の在り方を検討しております。

今後とも、専門人材が本来業務に専念できる環境づくりをしっかりと進めてまいります。

○図師博規議員　ぜひそのためには、県社協もですが、市町村社協にもさらなる人員の配置の拡充も必要かと思われますので、そのあたりの連携も今後行っていただきたいと考えます。

次に、農業政策について伺っていきます。

先日、環境農林水産常任委員会で農林水産省に出向き、フラッグシップ輸出産地形成について意見交換を行ってきました。

政府は、農林水産及び加工食品の輸出額を、2025年の1.7兆円に対し、2030年には倍以上の５兆円規模にまで拡大する目標を掲げ、今後、大規模産地形成に乗り出してきます。その軸となるのがフラッグシップ輸出産地であり、この取組は、相手国のニーズや規制に対応した農林水産物を、求められる量で継続的に輸出できる産地形成のことで、拡大し続ける海外市場と直結するための重要な取組です。

そこでまず、本県の農畜水産物の輸出実績と、フラッグシップ輸出産地認定への入り口となる農林水産物・食品輸出プロジェクト、いわゆるＧＦＰへの参画状況を教えてください。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　本県の農畜水産物の輸出については、みやざき「食と農」海外輸出促進協議会を中心に取り組んできており、令和７年度の輸出額は約149億円と14年連続で過去最高を更新し、品目別では、畜産物が約109億円、農産物が約22億円で、うち茶が約15億円、水産物が約17億円となっております。

このうち、牛肉は、プロモーションやイスラム圏での新規開拓などを進め、前年度比で19％増加したほか、茶では、てん茶工場の整備支援などにより、欧州向けの輸出が大幅に増加しております。

また、国が推進するＧＦＰ（農林水産物・食品輸出プロジェクト）の本県での登録数は、直近で184事業者であり、このうち、農産物が62、畜産物が26、水産物が17の事業者となっております。

○図師博規議員　本県の輸出実績は着実に伸び

ているという御答弁でしたが、確かにすばらしい。ただ、他県はさらに伸びています。お隣鹿児島県においては、牛肉の輸出だけでも172億5,000万円であります。緑茶は63億4,000万円で本県の４倍、水産物も173億7,000万円で本県の10倍と、大きく引き離されています。

本県の農業ポテンシャルは、決して鹿児島にも勝るとも劣らないはずです。だからこそ、フラッグシップ輸出産地形成に積極的に取り組むべきですが、フラッグシップにたどり着くには、幾つかのステップをクリアする必要があります。その第一関門が大規模輸出産地の形成です。この取組は、産地集積だけではなく、県及び経済連や物流企業などとの輸出推進体制整備をしていかなければなりません。

本県の大規模輸出産地形成に関する取組は現在どのような状況でしょうか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　農畜水産物の輸出拡大には、海外市場の嗜好や大ロット化等の要求に応えられる産地づくりが重要であります。

このため県では、市町村やＪＡ等と連携して、例えば、茶では、海外で需要のある有機への転換を支援することで、有機ＪＡＳ認証面積が約250ヘクタールに拡大し、春節の贈答用として需要が高いキンカンでは、残留農薬規制に対応した防除体系の検証等を行うことで、取組戸数が23戸に拡大しております。

また、カンショでは、加工や輸送の共同化の実証支援を通じて、ＪＡと農業法人の協力体制が構築されるなど、取組の拡大につながっているところです。

今後とも、継続的に海外に供給できる産地づくりを進めてまいります。

○図師博規議員　答弁にもありましたが、フラッグシップ輸出の次のキーワードは、オーガニックです。ゆえに、有機ＪＡＳを取得する生産者を支援、また拡大させることも重要な取組であります。

今後、大規模輸出産地形成及び有機ＪＡＳ生産者拡大等により、いかにフラッグシップ輸出産地形成に取り組み、いつまでにどの程度の輸出額増を目指していくのか、再度、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（児玉憲明君）　フラッグシップ輸出産地は、複数の生産者等がまとまって継続的・安定的な輸出を行う取組を見える化し、海外バイヤーとのマッチングを促進するため、国が認定しているものであります。

現在、全国で108産地が認定され、本県では、宮崎県牛肉輸出コンソーシアムやオーガニックティーミヤザキ、カンショのくしまアオイファーム、みかん輸出コンソーシアムなど、８産地が認定・公表されております。

県としましては、国やジェトロ等と連携し、これらの取組を商談機会の提供等を通じて後押しするとともに、他産地の手本にしながら、輸出に挑戦する産地を成長段階に応じて支援し、令和12年度の輸出目標額178億円の達成を目指してまいります。

○図師博規議員　さらなる高みを目指していただきたいと思います。

次に、国スポ・障スポ関連施設利用について伺ってまいります。

先月17日の宮崎日日新聞の記事に、宮崎市錦本町に整備されたパーソルアクアパーク宮崎、いわゆる県営プールの昨年度利用者が10万6,515人で、旧県営プールと比較して2.98倍になった、また、都城市山之口町に整備されまし

たＫＵＲＯＫＩＲＩ　ＳＴＡＤＩＵＭも、木花の陸上競技場のみだった昨年度と比較すると1.56倍になったとの報道がありました。

施設利用者が増えていることは喜ばしいことではありますが、国スポ・障スポは通過点として、その後どのような利活用がされ、どのような経済効果が生み出されるのかが気がかりなところであります。

そこでまず、パーソルアクアパーク宮崎について伺いますが、この県営プールの総工費は132億円で、そのうち、令和６年までに81億8,000万円が指定管理者であるひなたメドレー株式会社に支払われ、今後、毎年、建設費の残金と指定管理料が支払われることになります。

指定管理者への支出内容と、プール等の利用料収入の取扱いがどのような設定になっているのかを、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君）　パーソルアクアパーク宮崎について、令和８年度は、15年間の割賦払いとしている建設費を３億475万円、運営・維持管理及び光熱水費として、指定管理料を３億3,382万円支出することになっております。

また、利用料金につきましては、指定管理者の収入となりますが、契約上の収入見込額3,950万円を上回った場合は、超過額の30％が翌々年度の指定管理料から相殺されます。

令和７年度の利用実績につきましては、プールを含む施設全体の利用者数が15万1,569人、利用料金収入は4,943万円となり、収入見込額を上回ったため、約298万円が令和９年度の指定管理料から相殺されます。

○図師博規議員　こちらもさらなる利用者の増加につなげていただきたいと思います。

次に、宮崎日日新聞の記事によりますと、ＫＵＲＯＫＩＲＩ　ＳＴＡＤＩＵＭと木花の陸上競技場の利用者を合わせると、前年度比1.56倍ということですが、では、陸上用の室内練習場も整備し、利便性が向上した木花の陸上競技場の利用状況だけを抽出すると、どのような利用状況になっているのでしょうか、教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君）　ひなた陸上競技場の令和７年度の利用者数は５万6,319人で、前年度の10万172人と比べ、約４割減となっております。

これは、同競技場で行われていました県陸上選手権大会や県高校総体の陸上競技などの主要な大会が、新設されましたＫＵＲＯＫＩＲＩ　ＳＴＡＤＩＵＭで実施されたことが主な要因であります。

一方、両陸上競技場の合計利用者数は、前年度の約1.6倍に増加しており、これは、県内競技者のための新たな練習環境が確保されたこと、ドイツ陸連等の合宿の受入れ、Ｊリーグやラグビー公式戦の開催、プロキャンプ等の増加など、新たな需要が創出された結果であります。

○図師博規議員　陸上競技場が２つできたわけで、そこを足して1.6倍になったということ、私は少し理解に苦しむところであります。やっぱり１足す１は２であってほしいので、２倍以上の利用者増になったという御報告を受けたいところではありました。

次に参ります。それでは、両陸上競技場やプール、体育館など、国スポ・障スポ関連で整備したスポーツ施設の指定管理料などの維持管理費が年間でどの程度支出されているか、総体費用を教育長に伺います。

○教育長（吉村達也君）　県有スポーツ施設の維持管理につきましては、効率的な運営とサー

ビス向上のため、指定管理者制度を導入しております。

令和８年度の年間指定管理料は、ひなた県総合運動公園、ライフル射撃競技場及び県体育館をまとめて４億4,614万円、アスリートタウン延岡アリーナが6,536万円、パーソルアクアパーク宮崎が３億3,382万円、ＫＵＲＯＫＩＲＩ ＳＴＡＤＩUM及び投てき練習場が１億883万円、屋外型トレーニングセンターが5,260万円、合計で10億675万円となっております。

○図師博規議員　10億円を超えるという御答弁でありました。

繰り返しになりますが、国スポ・障スポは通過点であり、県有スポーツ施設は今後20年、いや30年、つまり次の世代まで引き継がれる県有財産です。この県有財産の利活用計画は、次世代に任せるのではなく、つくった世代に責任があります。利活用計画にどれほどの経済効果があるのか、また、どれだけ県民の健康増進や福祉向上に寄与するのかを今まさに示さなければなりません。

そこで、県有スポーツ施設の利活用について、どのようなビジョンを持たれているのか、また国スポ・障スポ後、どの程度の経済効果を見込まれているのか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　御質問のパーソルアクアパーク宮崎、昨日７時頃、泳ぎに行ったんですが、今、青森国スポで会期前の水泳競技が行われているということで、いつも強化選手がレーンで練習している部分がなくて、ゆっくり泳ぐことができたんですが、トレーニング施設のほうがいっぱいで、入場待ちしている、そういう学生の姿を見まして、確かな手応えも感じたところであります。

ちなみに、青森国民スポーツ大会での水泳競技は、水泳競技だけの総合得点で８位、前回の国体以来、トップ10入りをしたということで、競技力の向上にもつながっていると感じております。

国スポ・障スポ開催を契機としまして、本県経済を次なる飛躍につなげるため、スポーツの成長産業化の実現を目指しており、令和15年度における年間の経済効果を400億円とする目標を定めております。

これは、過去の春季キャンプの平均値などから算出した令和６年度の経済効果の約170億円を２倍以上に増やすものであります。新たに整備した国スポ主要施設の活用により、ＫＵＲＯＫＩＲＩ ＳＴＡＤＩUMで約50億円、パーソルアクアパーク宮崎で約10億円、アスリートタウン延岡アリーナで約15億円など、合計で約100億円を見込んでおります。

また、地元プロチームへの支援やスポーツ施設を活用した音楽フェスなどのイベント誘致等を積極的に展開することで、新たに約130億円の経済効果を目指しております。

目標の達成に向けましては、市町村等の関係機関と連携し、スポーツランドみやざきを支える人材の育成など基盤強化にも力を入れながら、スポーツの成長産業化の実現に向けて取り組んでまいります。

○図師博規議員　大きな数字が示されました。ぜひこれが達成できるように、県民挙げて、総力戦で取り組んでいけたらと思います。

ちなみに、私もパーソルアクアパーク宮崎のジムのほうには通っておりまして、大変利用者が多いなとつくづく感じているところでございます。さらに応援していきたいと思います。

続きまして、ラーケーションとワーク・ライフ・バランスについて伺っていきます。

ラーケーションとは、ラーニング、学ぶことと、バケーション、休暇を意味する言葉を合わせた造語で、児童生徒が社会体験や探究活動で学校を休んでも欠席扱いにならないという取組です。2023年から愛知県が全国で初めて実施し、現在では、茨城県、熊本県、山口県、徳島県が県立学校で導入しており、市町村単位での導入も拡大しています。

今年度から本格導入している沖縄県では、ラーケーションについて保護者アンケートを実施したところ、制度を利用した人のうち94.9%が「大変満足している」「どちらかというと満足している」と回答されています。

県立学校の先生からも「オープンキャンパス参加が欠席扱いになる高校１、２年生にとっても使いやすい制度だ」など、教育現場からの評価も得ています。

本県もラーケーション導入を検討されてはと考えますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（吉村達也君）　子供が保護者等の休みに合わせ、平日に校外で一緒に体験的な学びを行うラーケーションにつきましては、ワーク・ライフ・バランスの推進や、子育てしやすい環境づくりの観点から、効果があるものと認識しております。

一方で、導入している自治体の状況を見ますと、学校を休むことによる学習の遅れへの懸念や、家庭事情で制度を活用できない子供への配慮などの課題もあると伺っているところです。

現在、制度を導入している自治体が増えてきている一方で、導入を見送っている自治体もあることから、引き続き、他県の取組状況や成果等を注視してまいります。

○図師博規議員　デメリットのほうが強調されているような答弁でしたが、デメリットを上回る成果があるから導入する自治体が増えていることは事実であります。

実は本日、傍聴席には私の息子と娘が来てくれています。中学２年生になる二卵性の双子で、息子は既に身長180センチくらいになり、心身ともに絶賛成長期です。娘は母親によく似て、現在、絶賛反抗期です。それでも私が一般質問の傍聴に誘ったところ、嫌がらずに来てくれました。

もちろん今回学校を休ませることは、学校側にはちゃんと連絡して許可を得ております。今回傍聴したことをどの程度理解してくれているのかは分かりませんが、家族間での会話が増えることは間違いないでしょうし、父親の頑張っている背中を見せることで、何かを感じ取ってくれたらなと思っているところであります。

質問に戻ります。既にラーケーションを実施している愛知県では、あさってから開催されるアジア大会開催に合わせて、通常、年間３日間の取得が可能であるラーケーションに加え、さらに２日間、取得追加をすることとしています。

本県も来年、国スポ・障スポが開催されますが、国スポ・障スポをラーケーション導入の契機にされてはと考えますが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（吉村達也君）　ラーケーションの効果等につきましては、先ほど答弁したとおりでありますが、教育委員会では、県立学校の児童生徒が平日に宮崎国スポ・障スポの観戦を希望する場合には、サポーターズデーとして、最大で２日、欠席扱いにしないこととしており、市町村教育委員会にもその取扱いを周知しております。

競技を観戦したり応援することで得られる感

動や達成感には大きな教育的意義があることから、このような取扱いを行うものであります。

宮崎国スポ・障スポは、県民総参加の大会を目指しておりますので、保護者の方々も子供たちと一緒にぜひ参加していただければと考えております。

○図師博規議員　サポーターズデーで２日間、学校を休んでも欠席扱いにしない、これはラーケーションですよね。その取組が既に各教育委員会にも周知されているということは、すばらしいことだと思われます。

続けます。ラーケーションと同時に推進していく必要があるのが、ワーク・ライフ・バランスの取組です。

本県は、「仕事と生活の両立応援宣言」をする企業を募集するなどし、登録企業数も着実に伸びており、有給休暇や男性の育児休業取得率も向上しているようです。

もちろん全ての方にお子さんがいらっしゃるわけではありませんが、ラーケーション実施はワーク・ライフ・バランス向上に連動する可能性が十分にあります。

そこで、現在県が取り組まれているワーク・ライフ・バランス推進内容と成果について、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　ワーク・ライフ・バランスは、働く人が充実した人生を送るための基盤であり、その実現は、企業においても人材確保と生産性向上の面から重要であります。

このため県では、働き方改革セミナーや、「仕事と生活の両立応援宣言」による意識醸成に加えまして、平成30年からは、仕事と生活の調和において特に優れた企業を「働きやすい職場「ひなたの極」」として認証しておりまして、この６月には、認証企業数が累計で100社に達したところであります。

また、県内の年次有給休暇取得率は、平成28年度の45.9％から、令和７年度には64.4％と高まっております。男性の育児休業取得率も、0.7％であったものが60.9％と大幅に上昇しております。

企業の人材確保が課題となる中、心身の健康を保ち、育児や家族と過ごす時間なども充実させながら働き続けられる環境づくりは、労働者と企業双方にとって重要でありますことから、今後も、企業や関係機関と連携しながら、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ってまいります。

○図師博規議員　今答弁ありましたが、愛知県は、大村知事が旗振り役になってラーケーションの推進をされており、ゆえに本県も、先ほど教育長が言われましたサポーターズデーを定着させていくために、ぜひ知事自ら旗振り役になって、国スポ・障スポを契機に導入していくというように、前向きにお考えいただけないでしょうか、いかがですか。

○知事（河野俊嗣君）　本日、議員のお子さんが傍聴されて、とてもよい経験になるのではないかということを改めて実感しております。

働き方にしても学び方にしても、様々な柔軟な発想で取り組んでいくことにより、親子の絆が深まったり家族の絆が深まる、大変重要なことでしょうし、ラーケーションの提案の根本には、そういった問題意識に加えて、例えば観光地などにおける人出の分散化とか、そのような目的も入っているということがあろうかと考えております。

ただ一方で、ラーケーションと大きく掲げなくても、いろんな柔軟な対応は、現在でも十分にできるのではないかと考えております。

ラーケーションというと、どちらかというと親の都合にお子さんを合わせるような発想にもなっているんじゃないかなということもありまして、いずれにしても両方柔軟に対応していく地域社会をつくっていく、そのことはしっかり受け止めながら、今後、本県におけるワーク・ライフ・バランスにしっかりと取り組んでまいります。

○図師博規議員　知事の思いを聞くことができて、ありがたいと思います。ラーケーションとワーク・ライフ・バランスというのはセットで推進していく必要があると思いますので、今後、教育委員会、また知事部局のほうの連携に期待しております。

私は今まで、県議会議員として様々な政策提案をしてまいりましたが、もし今後、政策提案をする側から政策決定ができるような立場になれるとするならば、ぜひラーケーションなりワーク・ライフ・バランス推進の一翼を担って、県全体に波及できるような政策展開ができればという希望を述べさせていただきまして、本日の私の一般質問を終わらせていただきます。（拍手）

○山下　寿副議長　以上で午前の質問は終わります。

午後は１時再開、休憩いたします。

午前11時54分休憩

午後１時０分再開

○外山　衛議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、松本哲也議員。

○松本哲也議員〔登壇〕（拍手）　こんにちは。県民連合立憲、松本哲也でございます。

昨日の沖縄県知事選の結果を受けて、平和への不安の声も聞かれます。県民の様々な声を県政に届け、これまで築いてきた県政の取組の継続、さらに前へ進めることの大切さを求め、一般質問いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

今、物価高への対応と継続的な経済成長に向けて、賃上げは大きな課題となっています。

連合の2026春季生活闘争では全体で５％以上、中小の労働組合では６％以上の賃上げを目標に掲げ、最終集計において高い水準の賃上げが実現しています。

政府においても、春季労使交渉が３年連続で５％を上回る賃上げが実現したことを踏まえ、中小企業、小規模事業者が継続的に賃上げできる環境を整備する考えが示されています。こうした全国的な賃上げの流れは、本県にとっても重要であります。

しかし、県内企業の大半を占める中小企業、小規模事業者は、人件費に加え、原材料費やエネルギー価格、物流費などの上昇に直面しており、賃上げを継続することは、決して容易ではありません。

県は、賃上げへの支援や生産性向上、価格転嫁などの取組を進めていますが、人口減少対策や若者の県外流出の観点からも、賃金をいかに持続的に引き上げていくのかということが極めて重要になります。

最初に、地域間の賃金格差についてお尋ねします。

本県では、少子化における自然減に加え、進学や就職を契機とした若者の県外流出が続いています。その背景には、進学先や仕事の選択肢、都市部への憧れ、生活環境など、様々な要因があると思いますが、賃金水準は極めて大きな要素の一つではないでしょうか。

2025年賃金構造基本統計調査によると、東京都の月額賃金は約41万8,300円、宮崎県との差は約15万円、年間にすれば約180万円となっており、全国でも２番目に低い水準にあります。

東京と宮崎では、物価や住居費など生活コストが異なるため、額面だけで単純に比較することが適切でないことは承知しておりますが、若者が就職先や将来の生活の場を選ぶ際、この所得差が大きな判断材料となることは否定できないのではないでしょうか。

また、令和８年度の宮崎県最低賃金については、現行の1,023円から62円引き上げ、1,085円とする答申が示されました。しかし、全国加重平均は1,177円、本県との差は92円であり、改定後の額は、全国で最も低い水準です。

私は、これは単なる賃金の問題にとどまらず、本県の人口減少や人材流出にも直結する重要な課題だと考えます。

知事はこれまで、県民所得が向上していることを、県経済の成長を示す一つの指標として説明されてきました。このこと自体を否定するものではありません。むしろ県民所得が向上しているのであれば、その経済成長の成果を、実際に働く県民の賃金上昇につなげていくことが重要だと考えます。

そこで、知事にお尋ねします。都市部と本県の賃金格差について、どのように受け止めているのでしょうか、お伺いいたします。

以上、壇上からの質問とし、以下は質問者席で行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕　お答えします。

賃金構造基本統計調査によりますと、令和７年の月額賃金の平均は、最も高い東京都と本県との間では15万円の差があります。

この背景には、大企業の都市部への集中による産業構造の違いや、物価水準など、様々な要因があるものと認識しておりますが、労働者の生活の安定や若者等の県外流出などの面からも課題であると、重く受け止めております。

県民が安心して豊かに暮らしていくためには、地域経済の活性化と県民所得の向上が重要であります。このため県では、企業の成長支援や戦略的な企業誘致、観光などの産業振興に重点的に取り組むとともに、県内企業の持続的な賃上げに向けた環境整備も進めております。

本県には、温暖な気候や恵まれた自然をはじめ、豊かな食や伝統文化、充実したスポーツ・子育て環境、そして何より温かい県民性や人のつながりなど、都市部にはない魅力が数多くあります。こうした魅力を若者らにしっかりと伝えるとともに、賃金水準の向上に向けた本県経済の持続的な成長に向け、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○松本哲也議員　若者の県外流出を防ぐためには、県内企業の賃金水準を引き上げ、安心して働き続けられる環境をつくることが重要です。

しかし、賃金だけで東京や大都市と競争することには限界もあると考えます。宮崎には、都市部と比べて住宅費を抑えやすいこと、通勤時間が短く、家族と過ごす時間を確保しやすいこと、豊かな自然や食、子育て環境など、大都市にはない暮らしの豊かさがあります。生活のゆとりも、宮崎で暮らす大きな価値であると考えます。

若者の県内定着を進めるためには、宮崎でどのような仕事ができるのかに加え、宮崎でどのような暮らしができるのかまでを含めて、県内外の若者に伝えていくことが重要ではないでしょうか。

そこで知事に、若者の県内就職や定住促進に向けた県の取組についてお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　将来を担う若者に、ふるさと宮崎で働き、暮らす選択をしてもらうためには、地域を支える県内企業の特色や働きやすさ、充実した子育て環境などの魅力をしっかり伝えるとともに、きめ細かな支援の充実が重要であると考えております。

このため県では、高校生や大学生等を対象とした合同企業説明会の開催やインターンシップのマッチング支援、教職員や保護者を対象としたセミナーの実施などを通して、県内企業の強みや特色に触れ、地元で働き、暮らすことの価値を発見する機会の創出に取り組んでおります。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業を「ひなたの極」として認証する制度等により、働きやすい職場環境づくりを促進するとともに、新たな取組として、大学生等が県内企業を取材し、学生から見た企業の魅力を「同世代からの情報」として、ＳＮＳ等で発信することとしております。

今後とも、若者が夢と希望を持って、地元でチャレンジできる雇用環境づくりをより一層進めてまいります。

○松本哲也議員　ありがとうございました。近年、労使が賃上げに取り組む動きが広がっています。その流れを一時的なものにせず、本県においても継続的な賃上げを実現していく必要があります。若者が宮崎で働き、暮らしたいと思えるためには、賃金だけでなく、子育てや住まい、働き方など、暮らし全体の豊かさを求めることも重要です。企業の成長を県民の所得向上、そして若者の県内定着につなげる取組を着実に進めていただくことをお願いいたします。

次の質問に移ります。公共交通、ＪＲについてお尋ねします。

ＪＲ九州では、線区ごとの利用状況を公表するとともに、利用実態に応じたダイヤの見直しを行っています。利用者の利便性向上を図るという考え方は理解するところでありますが、最終列車の繰上げや日中の減便、運行本数の見直しは、通勤・通学だけでなく、通院や買物、地域活動、さらには、観光や地域経済にも影響を及ぼす重要な問題であります。

特に、高校生など自ら自動車を運転できない世代にとって、鉄道は重要な移動手段であり、高齢者や自動車を利用できない方にとっても、鉄道は生活を支える公共交通として欠かすことのできない存在です。

利用者が少ないため減便し、減便によって利便性が低下し、利用者が減少するという悪循環が続けば、地方の鉄道が果たしている社会的役割を維持することが難しくなるのではないかと懸念します。

鉄道は、単に利用者数や採算性だけで評価するものではなく、県民生活を支える公共交通として、一定の運行水準を確保する視点も必要ではないでしょうか。

総合政策部長に、ＪＲのダイヤ改正の受け止めと、今後の利便性向上に向けた取組についてお伺いいたします。

○総合政策部長（大東　収君）　令和８年３月の改正は、通勤・通学時間帯の増便や、宮崎駅、宮崎空港駅でのパターンダイヤの導入など、利便性の向上が図られた一方で、宮崎駅発最終列車の時刻の繰上げや、運転士、車両などの制約から、減便や車両数の減となった区間もございます。

今回の改正は、ＪＲ九州からは、利用者アン

ケートや利用状況等を踏まえたものと伺っておりまして、利用者の減少が続き、経営資源が限られる中で、鉄道が県民の重要な交通手段であるといったことも考慮したものと受け止めております。

県としましては、利便性向上のため、引き続き、県内の高等学校や経済団体、市町村などのニーズを集約し、ＪＲ九州に対応を求めていくとともに、バスとの接続の改善、ＭａａＳによるデジタルチケットの造成など、ＪＲ九州と連携した取組を進めてまいります。

○松本哲也議員　鉄道とバスを別々に考えるのではなく、県全体の公共交通ネットワークとして考える必要もあります。

県民の移動を支える公共交通は、鉄道だけではありません。特に、鉄道の駅から離れた地域や、路線バスを日常の移動手段として利用している地域においては、バス交通の役割は極めて大きいものがあります。

人口減少や少子高齢化、自家用車の普及などにより、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しています。宮崎交通は、通勤・通学に加え、高齢者や障がいのある方、運転免許を持たない方など、交通弱者の移動を支える重要な役割を担っています。

しかし、利用者の減少や運転士不足、燃料費・物価の高騰など、バス事業者の経営環境は厳しく、路線の維持自体が課題となっています。

再度、総合政策部長に、宮崎交通の交通弱者支援の取組状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

○総合政策部長（大東　収君）　路線バスを運行する宮崎交通においては、障害者手帳をお持ちの方やその引率者に対する運賃の割引や、65歳以上の方を対象とした定額制パスである「宮交スマート65」が実施されております。

また、子供から高齢者まで全ての人が使いやすいノンステップバスを計画的に導入しておりまして、本年８月末現在で総車両数の51％を占めております。

さらに、保育園、幼稚園や小学校、高齢者向けに乗り方教室を実施するなど、誰もがバスを利用しやすい環境づくりに取り組んでおります。

○松本哲也議員　中山間地域を多く抱え、広い県土に集落が分散し、自家用車への依存度が高い本県において、公共交通は単なる移動手段ではありません。高校生の通学、高齢者の通院や買物、障がいのある方の外出、観光や経済活動を支える、県民生活に欠かすことのできない社会基盤です。

宮崎交通は、採算性だけでは維持が難しい地域を含め、県内各地で、県民の移動を支える重要な役割を担っています。公共交通を守ることは、結果として、高齢者や若者の暮らしを守り、地域の活力を維持することにつながると考えます。

そこで知事に、県として社会的役割を担う宮崎交通をどのように支えていかれるのかお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　公共交通ネットワークは、本県の経済活動を支えるとともに、県民にとって、通院や通学、買物など、生活に欠かせない社会的インフラであります。

県内各地で様々な意見交換を重ねておりますと、人口が集積しております延岡や都城や宮崎市においても、地域によっては、公共交通における様々な課題を訴える声というものを多く伺っております。

路線バス網の多くを担う宮崎交通の役割は、大変重要であると認識しております。

このため県では、宮崎交通に対して、県内の広域公共交通ネットワークの骨格となる地域間幹線バス路線の維持に向けて、市町村などとも連携しながら、その運行経費をはじめ、運転士確保のための二種免許取得やノンステップバス導入に係る支援も行っております。

県としては、今後も持続可能な地域交通を実現するため、本県の公共交通の中核を担う宮崎交通に対して、路線再編やＤＸの推進、担い手確保など、その経営効率化に向けた取組をさらに強力に後押しするとともに、路線維持のための支援についても引き続き行うことを検討しております。

○松本哲也議員　障がいのある方に対する運賃割引については、運賃減収分を交通事業者が負担しています。障がいのある方の移動を支えることは、交通事業者だけが担うものではなく、社会全体で支えるべきものだと考えます。国に対して、割引による運賃減収分を公的に補填する制度を創設するよう、県としてしっかり要望していただきたいと思います。

また、県としても、交通事業者の負担を軽減し、障がいのある方の移動を支える独自の支援制度を積極的に検討いただくことをお願いしたいと思います。

次に、災害対策、道路冠水についてお尋ねします。

最近、全国各地で想定を超えるような大雨が頻発し、毎日のようにニュースが流れております。線状降水帯が発生した場合には、短時間で記録的な雨量となり、河川の氾濫や土砂災害だけでなく、道路冠水による交通障害も発生しています。

本県でも大雨による道路冠水が頻発しており、従来の道路排水施設の能力を超えるような降雨への対応が課題と考えます。気候変動の影響により、今後も極端な大雨が発生する可能性を考えれば、これまでを前提とするだけではなく、想定を超える事態を見据えた備えが必要です。

特に、周辺よりも道路面が低く、雨水が集中するアンダーパスは、短時間の大雨によって急激に冠水する危険性があります。冠水に気づかず車両が進入した場合、車両の立ち往生や重大な事故につながるおそれがあることから、排水設備に加え、冠水の監視、情報提供、通行規制など、複合的な安全対策が重要です。

そこで県土整備部長に、県が管理する道路におけるアンダーパスの箇所数と大雨時の安全対策についてお伺いいたします。

○県土整備部長（中原　学君）　現在、県が管理するアンダーパスは、国道で２か所、県道で９か所の合計11か所となっております。

アンダーパスの安全対策としましては、雨水を強制的に排水するポンプや、冠水を知らせる赤色灯、サイレン、表示板のほか、手動式の遮断機を設置し、冠水時には、通行止めなどの対応を行っております。

しかしながら、近年の集中豪雨では、急激な冠水が発生し、より迅速な対応が求められることから、特に水位が上昇しやすい４か所では、水位を感知し、自動で膨らむバルーン式の遮断機を導入したところであります。

今後とも、アンダーパスの施設点検やメンテナンスなどを適切に行いながら、道路利用者の安全確保に努めてまいります。

○松本哲也議員　今後は、ＡＩなどの技術を活用し、水位などをリアルタイムで把握し、現場

に行かなくても遠隔操作ができる仕組みを検討するなど、さらなる安全対策を進めていただくことを要望いたします。

次に、五ヶ瀬川水系土地利用一体型水防災事業についてです。

線状降水帯の発生などにより、大雨による水害リスクが高まる中、河川の氾濫や浸水被害から地域住民の生命と財産を守るため、治水対策を一層強化していく必要があります。

五ヶ瀬川水系では、国の採択を受け、土地利用一体型水防災事業が実施されることとなりました。この地域は、過去にも水害に見舞われ、治水対策が実施された経緯がありますが、その後も大雨による浸水被害が発生し、住民は水害への不安を抱えることとなりました。地域住民が被害状況や地域の実情を訴え、安全・安心な暮らしを守るために、継続的な要望活動を行ってこられたことが、今回の事業化につながったものと認識しています。

既に治水事業が実施された地域において、再び事業が採択されることは、容易なことではないと考えます。それだけに今回の事業化は、従来の対策だけでは対応し切れなかった地域の実情と近年の降雨状況を踏まえた、重要な取組であると考えます。

県土整備部長に、五ヶ瀬川水系土地利用一体型水防災事業の事業化の経緯と現在の進捗についてお伺いいたします。

○県土整備部長（中原　学君）　五ヶ瀬川水系の五ヶ瀬川や曽木川などでは、平成５年の台風による甚大な浸水被害を受け、宅地かさ上げ等を実施してきましたが、令和４年の台風第14号では、計画を上回る洪水によって、多くの地区で家屋等の浸水被害が発生しました。

このため、同様の洪水が発生しても浸水被害を防げるよう、昨年度、河川整備計画を変更し、今年度から、北方町の曽木地区など、家屋の浸水が発生した26地区を対象に、新たに宅地かさ上げ等の事業に着手したところです。

現在は、これまでの被害や整備の状況を勘案し、行縢地区と小峰地区において、工法の検討に必要な測量等を実施しております。

今後とも、浸水被害の防止に向け、着実に事業を進めてまいります。

○松本哲也議員　本事業は、今後の治水対策として大きな期待が寄せられる一方、事業期間が30年に及ぶことから、完了までの間、水害リスクを低減させる取組が必要になります。

住宅地だけでなく、農地への浸水被害が重なれば、営農意欲の低下や将来的な耕作放棄地につながるのではないかと不安の声も聞いております。

五ヶ瀬川水系の河川敷内には、これまでの出水等によって大量の土砂が堆積している箇所も見られます。堆積土砂を掘削・搬出することは、河川の流下能力を確保し、住宅地や農地への浸水リスクを低減するための重要な対策であり、地域住民からも強く要望を受けております。

再度、県土整備部長に、五ヶ瀬川水系における河川掘削工事の取組状況についてお伺いいたします。

○県土整備部長（中原　学君）　五ヶ瀬川水系では、激甚化、頻発化する自然災害に対応するため、平成30年度から、国土強靱化の予算等を活用して、河川の掘削工事に取り組んでおり、これまで、30の河川において、約98万立方メートルの掘削を実施してきたところです。

掘削を行った河川では、過去の浸水被害と同規模の出水においても、水位の上昇が抑えら

れ、浸水被害の軽減に一定の効果を発揮していることが確認されており、今年度も、五ヶ瀬川や北川など、７河川で実施することとしております。

引き続き、河川掘削に必要な予算の確保に努め、治水対策に取り組んでまいります。

○松本哲也議員　水防災事業の一日も早い完成と、河川に堆積した土砂の撤去について、一体となって、さらに進めていただきたいと思います。

次に移ります。インターネット上の人権侵害についてお尋ねします。

ＳＮＳなどのインターネット上では、誹謗中傷や名誉毀損、プライバシーの侵害、個人情報や写真の無断掲載など、深刻な人権侵害が発生しています。一度掲載された情報は、拡散されることによって完全な削除が難しく、被害が長期化することもあります。

また、精神的な苦痛も生じることで、学校や仕事などを含め、日常生活全般にわたって深刻な影響を及ぼす場合があります。

そこで総合政策部長に、インターネット上での人権侵害に対する県の取組についてお伺いいたします。

○総合政策部長（大東　収君）　インターネット上での誹謗中傷や差別的書き込みなどの人権侵害は、個人の尊厳を深く傷つけるものであり、決して許されるものではありません。

県では、宮崎県人権施策基本方針に基づき、情報モラルの向上や人権意識の高揚を図るため、子供や保護者をはじめ、広く県民を対象とした講座・研修の開催や、広報紙や動画などによる啓発に取り組んでおります。

また、誹謗中傷などの被害に遭われた方を孤立させないよう、県人権啓発センター等において、相談対応や専門機関への案内などを行っております。

今後とも、全ての県民が安心して暮らせる社会の実現に向け、関係部局と連携しながら、インターネット上での人権侵害の防止等に取り組んでまいります。

○松本哲也議員　次に、情報モラル教育についてお尋ねします。

子供たちにとって、スマートフォンやＳＮＳは、今や日常生活に欠かすことのできないものとなっています。

一方、ＳＮＳ上での誹謗中傷や仲間外れ、写真や動画の無断掲載、個人情報の拡散など、子供たち自身が人権侵害の被害者となるだけでなく、意図せず加害者となる可能性もあります。

インターネット上では、直接相手の顔が見えないことから、何げない言葉や軽い気持ちの投稿が相手を深く傷つけ、拡散により取り返しのつかない事態になるおそれがあります。

こうしたことから、情報モラル教育については、危険なサイトを利用しない、個人情報を公開しないといったルールを教えるだけでなく、画面の向こう側にも一人の人間がいることを理解し、相手の立場や気持ちを考えて行動するなど、人権意識を育てることが重要であると考えます。

教育長に、公立学校では、人権意識を高めるためにどのような情報モラル教育を行っているのかお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君）　公立学校では、情報モラル教育として、情報に関する専門知識を持つＩＴアドバイザーによる講話や、教育委員会が作成したネットトラブル未然防止のための「啓発リーフレット」を活用した授業等を行っております。

また、ネット上のいじめなど人権に関する悩みを抱えた児童生徒に対応するため、「24時間子供ＳＯＳダイヤル」や「子どもＳＮＳ相談」などの相談窓口を設けております。

さらに、全児童生徒に対するアンケート調査を実施し、トラブルの早期発見・早期対応に努めております。

教育委員会としましては、引き続き、人権尊重の観点から、情報モラル教育及び相談体制の充実に取り組んでまいります。

○松本哲也議員　県には、犯罪被害者支援で構築されている体制を参考に、被害者に寄り添った総合的な支援体制の構築を進めるとともに、子供たちが加害者にも被害者にもならないための情報モラル教育のさらなる充実を期待しております。

それでは次に、核の非人道性についてお尋ねします。

今年は、東京都立第五福竜丸展示館が開館50年を迎えます。

アメリカがマーシャル諸島ビキニ環礁で行った水爆実験により、第五福竜丸が被爆し、乗組員が放射線被害を受けました。核兵器による被害は昭和20年で終わったわけではなく、戦後もビキニ環礁をはじめ世界各地で核実験が繰り返され、その実験場周辺の住民や兵士、作業従事者など、多くの人々が被爆しました。

核被害は身体的な影響だけにとどまりません。健康への不安、生活基盤の喪失、ふるさとを離れることを余儀なくされるなど、核兵器による被害を受けた人々とその家族は、長く苦しみを抱えてきました。

核兵器の問題は、戦争のときだけの問題ではなく、使用や実験によって次の世代にまで影響を及ぼし、人間の生命、健康、尊厳、そして地域社会そのものを傷つける問題です。核兵器は単なる強力な兵器という言葉では語り尽くせない、極めて非人道的な存在であると言えます。

平和を守ることは、国だけに委ねられた課題ではありません。万一、核兵器が使用されるような事態になれば、県民の生命、健康、生活、医療や福祉など、地方自治体のあらゆる分野に重大な影響が及びます。

そこで知事に、広島、長崎、そして第五福竜丸をはじめ、戦後も世界各地で続いてきた核被害の歴史を踏まえ、核の非人道性について御見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君）　今、御指摘がありました第五福竜丸事件は、原水爆禁止運動のきっかけとなった事件でありまして、戦後の昭和29年、アメリカが行った水爆実験に巻き込まれ、民間人の漁業者23名が被爆するという痛ましい事件であります。

核兵器は、何の罪もない多くの人々の命を奪うだけでなく、被爆した人は、長年にわたって放射線の後遺症に苦しみ続ける、非人道的で悲惨な兵器であります。

広島、長崎の原爆投下から81年が経過しましたが、ウクライナ侵攻の長期化や中東情勢の悪化など、世界ではいまだに紛争が相次ぎ、核兵器の脅威が高まっております。

戦後生まれ世代が大半を占め、被爆者の高齢化も進む中、記憶の継承が年々難しさを増しておりますが、平和の尊さや核の恐ろしさをしっかりと後世に伝え、核兵器のない世界に向けた行動を続けることが、今を生きる私たちの使命だと考えております。

○松本哲也議員　戦争や核兵器による悲惨な経験を風化させることなく、次の世代へ伝えていくことは、私たちの重要な責務であると考えま

す。第五福竜丸事件をはじめ、核兵器が人々の命や暮らしに与える影響を学び、核兵器のない世界を目指す県民の思いを大切にし、平和教育や啓発のさらなる充実を図っていただきたいと思っております。

そのようなことから、第五福竜丸事件から平和学習についてお尋ねします。

ビキニ環礁で行われた水爆実験は、広島、長崎への原爆投下から９年後、戦後の日本で起きた核被害であります。

第五福竜丸は被爆後、実習船「はやぶさ丸」として使用され、役目を終えた後は夢の島に放置されていました。しかし、船を保存して、歴史を後世に伝えようとする市民の声が広がり、東京都によって保存されることとなり、現在は、第五福竜丸展示館で、その姿と歴史が大切に伝えられています。

私は、この経緯そのものが、平和を願う人々の思いを形にした大切な歴史であると考えています。戦争を知らない世代が増える中、第五福竜丸を通して、戦後も核兵器による被害が続いてきたことを学ぶことは、平和について考える上で大きな意義があります。

第五福竜丸事件について、県立高校ではどのように学んでいるのでしょうか、あわせて平和学習の取組についても、教育長にお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君）　第五福竜丸事件は、「歴史総合」や「日本史探究」「世界史探究」等の教科書に記載されており、生徒はそれぞれの授業において、核兵器の脅威が戦後も続いていることや、原水爆禁止世界大会のきっかけとなった出来事として学んでおります。

また、各県立高校では、地理や歴史、公民等において、戦争や紛争が地域社会と国民生活に及ぼす影響等を学び、戦争の惨禍や平和の尊さへの理解を深めております。

さらに、平和学習の一環として、原爆による犠牲者を追悼する平和の鐘の点鐘式や、生徒主体の戦争資料展の開催、知覧特攻平和会館訪問等の取組を行っている学校もあります。

○松本哲也議員　第五福竜丸事件をはじめ、平和学習は、平和の大切さを自ら考え、次の世代へつないでいく大切な学びです。今後も子供たちが平和について考える機会を大切にしていただきたいと思います。

次に、地域環境について、北川上流における大分県内の産業廃棄物最終処分場についてお尋ねします。

大分県佐伯市から延岡市を流れる五ヶ瀬川水系最大の支流、一級河川の北川は、森林や河川など豊かな自然環境に恵まれ、地域の暮らしや農林水産業を支える重要な水環境であります。

北川上流域における土地利用や産業活動は、行政区域としては大分県内であっても、川の流れは県境で区切られるものではなく、下流域である本県の自然環境や県民生活に大きく関わります。

北川上流では、近年、産業廃棄物最終処分場の設置がされており、下流域の県民からも施設に対する様々な声が寄せられています。

産業廃棄物の適正な処理は、県民生活や産業活動を維持する上では必要なものであります。

しかし、最終処分場については、その設置場所や規模、取り扱う廃棄物の種類などを把握し、周辺環境への影響を適切に管理していくことが重要です。

環境森林部長に、大分県内の北川上流における産業廃棄物最終処分場の設置状況についてお伺いいたします。

○環境森林部長（長谷川　武君）　御質問の大分県の北川上流域には、大分県知事の許可を受けて、産業廃棄物最終処分場が３か所稼働中です。

これらはいずれも、安定５品目と呼ばれるコンクリート殻や廃プラスチック類など、腐敗や分解、溶出が起きにくい廃棄物のみを埋め立てることができる安定型最終処分場であります。

また、大分県に確認したところ、同様の処分場が１か所計画中であると伺っております。

○松本哲也議員　答弁では、４か所目となる新たな産業廃棄物最終処分場の建設が計画中とのことです。

処理施設を確保することは重要でありますが、北川は県境を越えて本県を流れる河川であることから、新たな処分場の計画や環境への影響について、本県としても関心を持っておく必要があると考えます。

また、施設の設置や事業者への指導について、どの自治体がどのような権限を持つのか明確にしておくことも重要です。

新たに計画が進められている処分場について、許可及び指導権限はどのようになるのか、再度、環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（長谷川　武君）　計画中の最終処分場につきましては、廃棄物処理法に基づき、計画地を所管する大分県が許可及び監視・指導の権限を有しております。

施設設置の申請書の提出後、法に基づき、大分県において、適切に審査、指導が行われるものと考えております。

○松本哲也議員　北川上流域は、「自然と人間社会の共生」を目的とする祖母・傾・大崩ユネスコエコパークのエリアに位置します。この理念を踏まえれば、行政区域の境界だけで環境問題を捉えるのではなく、河川の上流から下流までを一つの流域として捉え、関係する自治体が連携して自然環境を守っていくことが大変重要です。

上流域に既存処分場があり、さらに新たな計画が進められるのであれば、下流域を抱える本県としても、その状況を把握し、環境への影響や万一の事態に備えて、関係する自治体との情報共有を図っていくことが必要であると考えます。

そこで知事に、今後、これらの処分場への対応について、大分県とどう連携を取っていかれるのかお伺いします。

○知事（河野俊嗣君）　産業廃棄物処理施設の設置に当たりましては、周辺地域における生活環境が保全されることが不可欠であります。

議員御指摘の北川上流域に新たに計画されている処分場につきましても、計画地を所管する大分県において、法令に基づき、設置審査や、設置後の管理・運営における適切な指導が行われることで、環境保全が図られるものと認識しています。

県としましては、大分県と連携し、稼働中の３つの施設に加え、新たな設置計画についても情報共有を図っているところであり、本県で行っております水質検査と併せて、北川流域全体の状態を見守ってまいります。

本県のすばらしい自然環境を将来の世代へと引き継いでいくことは、我々に課せられた重大な責務であります。今後も環境対策にしっかり取り組み、県民の安全・安心な暮らしを確保してまいります。

○松本哲也議員　ぜひ、広域的な視点で問題を捉え、知事の九州地方知事会長という立場も生かして、関係県との情報共有や連携をさらに深

めていただき、「九州はひとつ」という理念の下、県境を越える課題についても、九州全体をリードする取組をしていただくことを期待しております。

では、北川の県管理区間について、生活や自然環境という視点で、北川町家田地区の霞堤開口部の対策についてお尋ねします。

北川の増水時には、上流から流木やゴソが流れ、河川敷内だけでなく、霞堤の開口部を通じて、周辺の農地や道路、さらには住宅地内に流入・堆積することがあります。こういうことが上流域で起こると不安になる。生活に支障を来すだけでなく、そのような流木やゴソの撤去などが農業者の負担ともなっており、発生時期によっては水稲の収穫にも大きな影響を与えます。

過去の議会質問で、「水制工の設置の詳細な配置の検討やフェンスの効果的な設置範囲の調査設計に取り組む」という答弁がありました。この対策により、流木やゴソの農地への流入を抑制できれば、農地の維持管理負担の軽減に加え、十分に活用できなかった農地の有効利用にもつながるのです。

県土整備部長に、北川家田地区の霞堤開口部における流木等の流入対策の進捗についてお伺いいたします。

○県土整備部長（中原　学君）　北川家田地区におきましては、これまで、流木等の流入を防ぐため、霞堤開口部に応急的なフェンスを設置するなどの対策を行ってまいりました。

しかしながら、開口部の水位が上昇すると、流木等を十分に捕捉できないなどの課題があることから、学識者に御意見を伺い、水位変動に対応したフェンスや川の流れを変える水制工の設置を検討してきたところです。

そのような中、今年４月に開催した地元説明会において、流木等を直接捕捉し、早期に効果が発揮できるフェンスの設置に御理解をいただいたことから、現在、工事に必要な用地測量を進めております。

今後とも、地域の皆様や学識者の御意見を伺いながら、必要な対策を講じてまいります。

○松本哲也議員　流木やゴソの侵入対策に期待を寄せられる一方、この先、いつまで農業に従事できるのか、自身の高齢化や後継者がいないことに対する不安の声も聞かれます。

基盤整備が進めば農地の集約化も視野に入り、課題解決につながることが期待されますが、費用負担や長期化などの問題もあります。霞堤開口部の対策と基盤整備は一体的に検討する必要があり、事前協議や準備などを考慮すれば、迅速な対応が求められます。

そこで農政水産部長に、家田地区における基盤整備を迅速に進める必要があると考えますが、どのような事業の活用ができるのかお伺いいたします。

○農政水産部長（児玉憲明君）　家田地区では、水稲主体の営農が行われており、流域治水の観点からも、将来にわたり農地を維持保全していくことが重要であると認識しております。

本地区において、より迅速に基盤整備を進めるには、農業者自らが畦畔除去などを行う国の大区画化等加速化支援事業と、市や土地改良区などが水路や農道の整備を行う農地耕作条件改善事業等を組み合わせて実施することが有効であります。

加えて、これらの事業化に向け、地元の合意形成を図るため、整備後の全体イメージ図の作成も、県単事業により可能であります。

県としましては、引き続き、延岡市や土地改

良区等と連携し、地元の意向を踏まえた提案を行うなど、基盤整備の取組を支援してまいります。

○松本哲也議員　ありがとうございました。今後も関係機関と連携し、さらなる取組を進めていただくことを期待いたします。

次に、成年後見制度についてお尋ねいたします。

午前中、図師議員の質問でいろいろ詳しくお話がありましたが、私からも視点を変えて質問させていただきます。

成年後見制度は、認知症などにより判断能力が十分でない方の権利や財産を守る重要な制度です。一方で、制度利用が長期化しやすいことや、本人の意思を十分に反映した支援が難しいこと、また、成年後見人の担い手不足など、様々な課題が指摘されています。

こうした中、国では、民法等の改正により、本人の必要性に応じて制度を利用し、必要がなくなれば終了できる仕組みなど、成年後見制度の見直しが進められています。

また、社会福祉法等の改正により、身寄りのない高齢者等の日常生活支援や死後事務など、成年後見制度だけでは対応できない課題についても、地域で支える仕組みが整備されようとしています。

本県では、県内全市町村に中核機関が設置されていますが、今後は市町村を専門的に支援する体制が一層重要になると考えます。

そこで福祉保健部長に、現行制度の課題と今回の法改正のポイントを県はどのように認識しているのか、また、市町村や県民に対して改正内容をどのように周知し、支援につなげていくのかをお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　現行の成年後見制度においては、一度開始すると利用を終了することが難しいことや、後見人に権限が広く付与され、本人の意思が反映される機会が少ないことなどが課題とされております。

今年６月に公布された改正法では、不動産売却や遺産分割など、手続が終了した場合には、制度の利用を終了できるなど、本人の意思を尊重した柔軟で利用しやすい仕組みに見直されたところです。

県としましては、市町村や関係団体と連携して、公民館等での出前講座の開催や、制度を分かりやすく伝えるためのリーフレットを作成するなど、支援を必要とされる方や家族、支援関係者に対し、周知に努めてまいります。

○松本哲也議員　今回の法改正を実効性のあるものにするためには、制度を県民に周知するだけでなく、実際に相談を受け、制度利用につなげる市町村や中核機関が、改正内容を十分に理解し、適切に対応できる体制を整える必要があります。

身寄りのない高齢者への支援や意思決定支援など、課題が複雑化する中、市町村や中核機関が専門的な助言を受けられる県の後方支援体制が必要ではないでしょうか。

弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職をアドバイザーとして登録・派遣し、困難事例への助言や職員研修を行う仕組みは、制度の実効性を高める上で有効であると考えます。

再度、福祉保健部長に、改正後の成年後見制度の実効性を担保するため、アドバイザーの配置など対応が必要と考えますが、県の考えや今後の取組についてお伺いいたします。

○福祉保健部長（小牧直裕君）　新たな成年後見制度を実効性のあるものとするためには、制度改正に伴う利用者の増加を見据え、住民に身

近な市町村等における相談体制をしっかりと構築していくことが重要であります。

このため県では、家庭裁判所等との調整を行うなど制度の中核を担う市町村の機能強化や、延岡市と西臼杵３町で実施されているような広域連携の取組に対し、県社会福祉協議会と連携して支援することとしております。

今後は、市町村や関係団体との連携を強化するとともに、国のアドバイザーや専門相談員を活用することで、専門的な助言・支援体制の充実を図り、個人の意思が尊重され、適切な支援につながる環境づくりに取り組んでまいります。

○松本哲也議員　人口減少や高齢化、過疎化が進む本県ですから、全国に先駆けた先進的な取組を進めていただき、誰もが安心して暮らせる地域づくりにつなげていただくことをお願いしたいと思います。

それでは最後に、生涯学習、社会教育の視点から、人材育成についてお尋ねいたします。

私は、まちづくりは人づくりであると考えます。人口減少や地域コミュニティーの希薄化など、地域課題が複雑化する中、行政だけではなく、地域の方々や企業、学校などをつなぎ、地域の力を引き出す人材が重要になっていると考え、当選後の初質問においても、社会教育士の育成について質問を行いました。

社会教育士は、学びを通じて人と人とをつなぎ、防災をはじめとして、地域課題の解決や地域づくりを支える役割が期待されています。

国においても、令和７年度補正予算にて「社会教育人材ネットワークを活用した地域づくり活性化事業」が創設されました。このように、国も社会教育士を積極的に活用することに取り組んでいます。人口減少が進む中、地域の中にこうした役割を担う人材を育てていくことは、これからの地域づくりにとって、ますます重要になると考えます。

そこで教育長に、社会教育士を含めた社会教育を支える人材育成の取組と今後の方向性についてお伺いいたします。

○教育長（吉村達也君）　人口減少に伴い地域コミュニティーの衰退が深刻化する一方で、防災や福祉、外国人との共生などの地域課題の解決が急務となっており、これらの課題を解決するために、社会教育活動を担う人材の育成や組織化が求められております。

このため教育委員会では、社会教育に携わる方々の交流やつながりを目的とした生涯学習実践研究交流会を実施するとともに、社会教育活動を支援する行政職員向けにも専門性を高める研修を実施しております。

現状、社会教育士等の取組は個人単位にとどまっていることから、今後は、社会教育士等のネットワーク化を図り、広く連携することで、多様化、複雑化する地域課題の解決に寄与できるものと考えております。

○松本哲也議員　ありがとうございました。今後は、教育委員会だけではなくて、知事部局も巻き込みながら、福祉、防災、地域づくりなど、様々な分野で社会教育人材を活用する全庁的な取組として展開していただきたいと思います。宮崎県ならではの先進的な取組に、さらに期待したいと思います。

今回、いろんな取組について質問させていただきましたが、人口減少や過疎化、高齢化などが進む中において、これからの県政には、目の前の課題に対応するだけでなく、将来を見据え、部局の垣根を越えて、新たな発想で取り組むことが求められていると、改めて考えており

ます。

本日御答弁いただきましたことを基に、県民の声を県政につなげ、安心して暮らし、希望を持って未来を描ける宮崎県をつくるために、私自身も引き続き取り組むことを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○外山　衛議長　以上で本日の質問は終わりました。

◎　議案第14号委員会付託

○外山　衛議長　次に、本日提案されました議案のうち、議案第14号を議題といたします。

質疑の通告はありません。

ここで、本案については、お手元に配付の付託表のとおり、関係の委員会に付託いたします。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決、議案・請願の委員会付託及び決算議案の上程であります。

本日はこれで散会いたします。

午後１時50分散会